

TMI Associates Newsletter

AUTUMN 2018

Vol.37

TMI 総合法律事務所

CONTENTS

- | | |
|--|---|
| P.1 同一労働同一賃金の方向性 | P.19 食品・医薬品等の海外展開と海外表示規制への対応 ～豪州
たばこプレーンパッケージ規制事件を参考に～ |
| P.4 人事担当者が留意すべき独占禁止法上のポイント―「人材と
競争政策に関する検討会報告書」をふまえて | P.21 改正健康増進法(受動喫煙の防止措置)について |
| P.6 米国領域外で発生した逸失利益に関する米国連邦最高裁判所判決の
紹介 WESTERNGECO LLC v. ION GEOPHYSICAL CORP事件 | P.24 情報銀行を巡るルールと法的留意点 |
| P.10 日本におけるライドシェアの普及の現状及び法規制 | P.26 部分意匠制度の活用―第5回 Apple v. Samsung事件に
見る米国の意匠特許侵害に基づく損害賠償請求 |
| P.12 自動運転に関する最新の法整備状況 | P.29 マレーシア新会社法下の再建型倒産手続の概要 |
| P.14 ブロックチェーン技術を活用した取引の法的課題 | P.32 TMI月例セミナー紹介、書籍紹介 |
| P.16 Healthtechを巡る特許の概況 | |

同一労働同一賃金の方向性

— 弁護士 栗原誠二

第1 はじめに

懸案となっていた「働き方改革関連法案」が可決、成立した。働き方改革関連法の中で、近時特に注目されているのが、従来「非正規労働者」と呼ばれていた短時間労働者（パートタイマー）や有期雇用労働者の労働条件改善を図

る法改正である。

本稿では、「同一労働同一賃金」に関連する法改正及び近時の最高裁判所判決を概観すると共に、今後の実務の方向性を検討する。

第2 「同一労働同一賃金」に関する法令改正

短時間・有期雇用労働者の労働条件等を規定する、改正前の「短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律」（パートタイム労働法）及び労働契約法においても、「①職務内容

が通常の労働者と同一で、②職務内容及び配置の変更範囲が通常の労働者と同一である短時間労働者」について短時間労働者であることを理由とする差別的取扱いを禁止する規定（パートタイム労働法 9 条＝均等待遇）、通常の労働者と短時間・有期雇用労働者の待遇に差異を設ける場合における①職務内容、②職務内容・配置の変更の範囲、③その他の事情を考慮して、不合理と認められる差別を禁止する規定（パートタイム労働法 8 条及び労働契約法 20 条＝均衡待遇）が存在している。

改正後は、パートタイム労働法に労働契約法 20 条を合体させる形で、「短時間・有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する法律」（短時間・有期雇用労働法）と名称を変え、現行法では規定されていない有期雇用労働者の均等待遇が明文化された（短時間・有期雇用労働法 8 条及び 9 条 以下の表参照⁽²⁾）。

	現行法		改正内容	
	均等待遇	均衡待遇	均等待遇	均衡待遇
内 容	①職務内容、②職務内容・配置の変更範囲が通常の労働者と同一である場合における待遇の差別的取扱いの禁止	通常の労働者と待遇上の差異を設ける場合における、①職務内容、②職務内容・配置の変更範囲、③その他の事情を考慮して不合理と認められる差異の禁止	変更なし	個々の待遇ごとに、当該待遇の性質及び目的に照らして適切と認められる事情を考慮して判断されるべき旨の明確化
短時間労働者	適用あり (パートタイム労働法9条)	適用あり (パートタイム労働法8条)	適用あり (短時間・有期雇用労働法9条)	適用あり (短時間・有期雇用労働法8条)
有期雇用労働者	適用なし	適用あり (労働契約法20条)	適用あり (短時間・有期雇用労働法9条)	適用あり (短時間・有期雇用労働法8条)

第3 同一労働同一賃金に関する最高裁判決

働き方改革関連法案成立に先立つ 2018 年 6 月 1 日に、同一労働同一賃金に関する最高裁判所判決が 2 件下されているので、その内容を概観する。

❶ ハマキョウレックス事件判決

ハマキョウレックス事件は、運送会社の契約社員（有期雇用社員）が、正社員（無期雇用社員）との間で各種手当の待遇に相違があることは、均衡待遇を求める労働契約法 20 条に違反していると主張した事案である。なお、契約社員、正社員共に、職務はトラック運転手である。

正社員と契約社員の間には、人材活用の差異（正社員には中核を担う人材として登用される可能性がある一方、契約社員にはそのような人材として登用されることは予定されていない）及び転勤・出向の可能性（正社員は出向を含む全国規模の転勤があり得るが、契約社員は就業場所の変更や出向は予定されていない）について一定の差異がある

一方で、トラック運転手という職務の性質上、職務の内容や責任の程度に相違は見られなかった。

最高裁判所は、職務の内容や責任の程度に相違が見られない本件において、概ね第二審の判断を維持し、住宅手当を除く各手当（無事故手当、作業手当、給食手当、皆勤手当、通勤手当）の待遇差について不合理であると認定し、違法と判断した⁽³⁾。

なお、マスコミの報道ではあまり着目されなかったが、判決では、「有期契約労働者と無期契約労働者との労働条件の相違が労働契約法 20 条に違反する場合であっても、同条の効力により当該有期契約労働者の労働条件が比較の対象である無期契約労働者の労働条件と同一のものとなるものではない」と判示した（「直律的効力」の否定）。労働契約法 20 条違反が認定された場合の直律的効力の有無については、下級審判決での判断が分かれていたが、労働契約法 20 条（法改正後は短時間・有期雇用労働法 8 条）に違反する労働条件の差異（不合理な差異）が認定されたとしても、短時間・有期雇用労働者の労働条件が自動的に正社員の労働条件と同一になるものではなく、当該差異については損害賠償により救済される、との原則を示したものであり注目される。

❷ 長澤運輸事件判決

長澤運輸事件は、60 歳の定年後、継続雇用制度によって有期雇用契約により再雇用された再雇用社員（トラック運転手）について、職務内容や、業務の都合により勤務場所や職務内容を変更する場合があるとされている点が正社員と同一であるにもかかわらず、正社員と異なる賃金体系が適用された結果、定年前よりも賃金が約 24%ないし 20%引き下げられたことの適法性が争点となった事案である。

第一審判決では、労働条件の差は労働契約法 20 条に違反する不合理な差異であると認定し、「再雇用社員の労働条件のうち無効である賃金の定めに関する部分は、これに対応する正社員就業規則の規定が適用される」として直律的効力を認めたため、当時大きな話題となった。しかし第二審判決においては一転して「定年後の継続雇用である有期労働契約において、職務の内容等が変わらないまま相当程度賃金を引き下げることは、社会一般で広く行われている」と判示し、年収ベースで 2 割前後賃金が減額になっていることが直ちに不合理であるとは認められないとし、再雇用社員の請求を棄却した⁽⁵⁾。

上記のような経緯があり、最高裁判所の判断が注目されたが、判決は、定年後再雇用社員であることは、労働契約法 20 条にいう「その他の事情」として考慮される事情に当たるとして、基本的に第二審の判断を踏襲し、定年後再雇

用社員について正社員との間に一定の労働条件の差を設けることを許容した。また、「⁽⁷⁾⁽⁸⁾ 有期契約労働者と無期契約労働者との個々の賃金項目に係る労働条件の相違が不合理と認められるものであるか否かを判断するに当たっては、両者の賃金の総額を比較することのみによるのではなく、当該賃金項目の趣旨を個別に考慮すべきものと解するのが相当である」と判示し、賃金の総額ではなく手当ごとに不合理性の有無を判断すべきことを明らかにした。これは、短時間・有期雇用労働法 8 条の内容とも整合する。

第4 今後の方向性と実務対応

同一労働同一賃金に関する法改正は 2020 年 4 月 1 日（一定の条件を満たす中小企業については 2021 年 4 月 1 日）から施行されるが、第 3 で述べた最高裁判所判決によりその適用が実質的に先取りされていると言えるため、各企業においては、改正法に即した迅速な対応が求められる。以下にいくつかの留意点を挙げる。

■ 業務内容、配置転換、責任の程度等を見極め、待遇ごとに検討する

まず、「同一労働同一賃金」とは言っても、同じ会社又は同じ部門に所属する正社員と短時間・有期雇用社員について、常に同一の待遇が求められるものではない、ということである。ハマキョウレックス事件においては、比較の対象となった正社員と有期雇用社員が共にトラック運転手であり、その業務内容や責任の程度などにおいて有意な差がなく、会社にとって賃金の差異が不合理とは言えないとの反証をしづらいという事情があった。

企業の実情としては、正社員と短時間・有期雇用社員の間で業務内容や配置転換、責任の程度に差を設けていることが多いと思われる。これらの差を合理的に反映する限りにおいては、ある程度の賃金の差は正当化されるものと考えられる。⁽⁹⁾ 一方、給食手当や通勤手当など、業務内容や責任の程度等による異なる待遇が説明しづらい賃金項目については、差異を継続することの是非について、より慎重な判断が求められる。この点を考慮の上、賃金項目（手当）ごとに見直す必要がある。

なお、短時間・有期雇用労働法においては、賃金以外の⁽¹⁰⁾ 待遇についても均等待遇、均衡待遇が求められているので、労働条件全体について見直すことが必要と言える。

■ 定年後再雇用社員については、一定の待遇差が認められる余地がある

長澤運輸事件判決においては、正社員のみを支給されていた精勤手当（及び精勤手当の支給の有無により影響を受

ける時間外手当）について不合理な待遇差であると判示する一方、その他の賃金項目については、待遇に差を設けることが不合理と認められるものには当たらない、と判示した。

定年後の再雇用社員について、正社員と業務の内容が同一であっても一定の待遇差を設けることが許容されたことは、企業実務において重要である。

しかしながら、長澤運輸事件判決において精勤手当の支給の有無が不合理と判断されたように、定年後再雇用社員であれば、すべての賃金項目について、正社員との間に待遇差を設けることが許容されるわけではないことには注意が必要である。

■ 労使協議を重視する

長澤運輸事件において最高裁判所は、会社が労働組合との団体交渉を経て、定年後再雇用社員の基本賃金を増額し、歩合給に係る係数の一部を定年後再雇用社員に有利に変更し、また定年後再雇用社員が老齢厚生年金の報酬比例部分の支給を受けるまでの間、定年後再雇用社員に対して月額 2 万円の調整給を支給することとしているという事情も考慮し、定年後再雇用社員に対して能率給及び職務給を支給せずに歩合給を支給するとの労働条件の差異を、「不合理と認められるものに当たらない」と判示している。

このように、最高裁判所は、正社員と有期雇用社員の労働条件の差異について、労使間の協議を経て決められたことも、不合理性の判断要素として考慮している。⁽¹¹⁾ 私人間の契約である雇用契約の条件は、原則として使用者と労働者間の協議を経て合意されるべきものであることを考えると、最高裁判所の考え方は理解しやすいものである。

この点に鑑みると、今後短時間・有期雇用社員の労働条件を改定するにあたっては、企業の一方的な判断によって変更するのではなく、最終的に合意に至ることができるか否かは別として、労使間の協議を十分に行った上で変更していくことが、労働条件の差異が「不合理と認められるものに当たらない」と判断されるための有力な要素の 1 つになるものと考えられる。

以上

(1) 2018年8月30日に厚生労働省が公表した「同一労働同一賃金ガイドラインのたたき台（短時間・有期雇用労働者に関する部分）」（ガイドラインたたき台）には、「我が国から『非正規』という言葉を一掃することを目指す」との記載がある。本稿においても、「非正規労働者」との言葉は用いず、「短時間・有期雇用労働者（社員）」と記載する。

(2) 同時に労働者派遣法も改正され、派遣社員についても均等待遇・均衡待遇が求められることとなったが、紙面に限りがあるため、本稿では割愛させていただくこととする。

(3) 大阪高裁平成28年7月26日判決。なお、第一審判決（大津地裁彦根支部平成27年9月16日判決）では、通勤手当の差異についてのみ「不合理と認められるもの」に当たると判断した。

(4) 住宅手当の支給の有無については、「契約社員については就業場所の変更が予定されていないのに対し、正社員については、転居を伴う配転が予定されているため、契約社員と比較して住宅に要する費用が多額となり得る」との理由により「不合理と認められるもの」には

- 当たらない」と判示した。
- (5) 東京地裁平成28年5月13日判決
 - (6) 東京高裁平成28年11月2日判決
 - (7) 判決は、労働条件に一定の差を設けることが許容される理由として「定年制の下における無期契約労働者の賃金体系は、当該労働者を定年退職するまで長期間雇用することを前提に定められたものであることが少なくないと解される。これに対し、使用者が定年退職者を有期雇用により再雇用する場合、当該者を長期間雇用することは予定されていない。また、定年退職後に再雇用される有期契約労働者は、定年退職するまでの間、無期契約労働者として賃金の支給を受けてきたものであり、一定の要件を満たせば老齢厚生年金の支給を受けることも予定されている。」などの点を挙げている。
 - (8) 判決は、能率給、職務給、住宅手当、家族手当、役付手当、賞与の差異について、不合理と認められるものに当たらないと判断した。一方、精勤手当の支給の有無については、「正社員と再雇用社員の間で、精勤を奨励する必要性に差異はない」ことを理由に不合理と判断し、精勤手当を計算の基礎に含めて時間外手当を支給しないことも労働契約法20条に違反すると判示した。
 - (9) ガイドラインたたき台においては、賃金項目・手当ごとに待遇の差をつけることにつき、「問題とならない例」及び「問題となる例」が例示されている。
 - (10) ガイドラインたたき台においては、福利厚生施設の利用、転勤者用社宅の利用、休暇・休職制度、教育訓練制度などが挙げられている。

- (11) ガイドラインたたき台においても、随所で労使間の合意や労使間の話し合いの重要性に言及されている。

弁護士
栗原誠二
(1964年生)

Seiji Kurihara
直通 / 03-6438-4519
MAIL / skurihara@tmi.gr.jp



【主な取扱分野】

一般企業法務 / 労働審判・労働関係訴訟等への対応 / 人事制度の構築・運用 / M&A、IPOにおける労務デュー・ディリジェンス / 組合対応等 / 不正調査 / 国際訴訟・仲裁・調停・ADR / 労働基準監督署対応

【登録、所属】

第二東京弁護士会(2005) / 経営法曹会議員

人事担当者が留意すべき独占禁止法上のポイント―「人材と競争政策に関する検討会報告書」をふまえて

— 弁護士 樋口陽介

第1 はじめに

2018年2月15日、公正取引委員会競争政策研究センターは、「人材と競争政策に関する検討会報告書」（以下「報告書」という。）を公表した。一部報道では、芸能プロダクションからの芸能人の独立や所属チームからのスポーツ選手の移籍問題などの側面が強調されている。

しかしながら、報告書は、芸能界やスポーツ界等特別の業界に焦点を当てたものではなく、役務提供者である人材をめぐる市場（人材市場）における人材獲得競争全般について、独占禁止法（以下「独禁法」という。）の適用の基本的な考え方を整理したものである。

したがって、報告書は、芸能人、スポーツ選手に限らず、個人として働く「フリーランス」、さらには、企業で働く「伝統的な労働者」を広く対象としている。

表1 報告書の対象となる「役務提供者」

芸能人・スポーツ選手
フリーランス (SE、プログラマー、IT技術者、記者、編集者、ライター、アニメーター、デザイナー、コンサルタント等)
伝統的な労働者(労働基準法上の労働者)

報告書の内容は多岐にわたるが、企業が活用する人材で最も重要なのは、依然企業で雇用する伝統的な労働者と思われる。したがって、以下では、企業の人事担当者が実務上留意すべき独禁法上の諸問題について、伝統的な労働者に関するものを中心に、フリーランスに関する諸問題にも触れながら解説する。

第2 公正取引委員会の従前の運用

これまで、公正取引委員会は、労働契約には独禁法は適用されないとの立場をとってきており、その理由として雇用契約は独禁法上保護の対象となる「取引」に該当しないことが挙げられていた。⁽¹⁾

報告書においては、この点につき、「『取引』に該当するかどうかを個々に検討することが適切である」とし、労働契約にも独禁法が適用される場合があることを明確にし、従前の解釈を変更した。⁽²⁾

また、労働法制と独禁法の双方の適用が考えられる場合について、労働法制により規律されている分野については、原則として独禁法の問題とはならないが、労働法制により規律されていない分野や、制度の趣旨を逸脱する場合には独禁法が適用されるとした。

発注者（使用者）が行う共同行為及び単独行為と、役務提供者である伝統的労働者やフリーランスとの関係について、労働法制と独禁法の適用関係をまとめると以下になる。

表2 労働法と独禁法の適用関係

発注者(使用者)が行う行為	伝統的労働者	フリーランス
共同行為 賃金協定や移籍・転籍、引き抜き禁止協定等(労働組合法上の使用者団体の行う場合は除く。)	■独禁法が適用 ・賃金協定は原則違法 ・移籍・転籍、引き抜き禁止協定は、違法となる場合がある	
単独行為 秘密保持義務、競業禁止義務、専属義務を課すこと等	■原則:労働法制が適用 ・労働基準法上問題とならない制限行為は原則問題なし ■例外:労働法制の趣旨を逸脱する場合には独禁法が適用	■独禁法が適用

第3 報告書の内容

1 発注者(使用者)が共同して人材獲得競争を制限する行為

ア 賃金協定

複数の企業が、共同して労働者やフリーランスに支払う対価につき取り決めることは、原則として独禁法上問題となる。

複数の発注者(使用者)が共同して、一定の役務提供に対する価格(対価)を取り決めることは、人材獲得市場における発注者(使用者)間の人材獲得競争を停止・回避するものであることから、原則として違法となることが明確化された。

ここでは発注者(使用者)間が競争事業者に該当することが必要であるが、ここでいう競争事業者とは、人材獲得市場での競争事業者を言い、必ずしも、製品等の販売市場での競争事業者である必要はない。例えば、商社と化学メーカーとで販売する商品役務には重なり合いがなかったとしても、IT技術者の獲得においては競争事業者となることは十分にあり得る。

また、一定の取引分野については、「労務」という広い市場ではなく、上記のIT技術者や財務、法務、人事等、個別具体的な業務内容、特に専門性の高い労務分野で狭く市場が画定される可能性が高いことにも注意する必要がある。

イ 移籍・転職、引き抜き禁止協定

複数の企業が、共同して労働者やフリーランスの移籍・転職や引き抜きを制限する内容を取り決めることは、独禁法上問題となる場合がある。

複数の発注者(使用者)が共同して役務提供者の移籍・転職を制限する内容の取決めを行うことは、役務提供者の役務提供先の変更を制限することとなり、人材獲得市場における発注者(使用者)間の人材獲得競争を停止・回避するものであることから、

独禁法上問題となる場合があることが明確化された。

独禁法上違法となるかどうかは、労働者・フリーランスに対し、発注者(使用者)が一定の費用をかけて育成を行っていることを踏まえ、その育成に要した費用を回収する目的との比較衡量により検討される。その際、①人材育成費用の水準は適切か、②移籍・転職制限の内容がその水準に相当する範囲にとどまっているのか、③移籍・転職を制限する以外に人材育成費用を回収するよりもより競争制限的でない他の手段は存在しないのかという観点から判断されることとなる。

2 使用者の労働者に対する単独行為

企業が、労働者やフリーランスに対し、
 ①秘密保持義務、競業禁止義務を課す
 ②専属義務を課す
 ③役務提供に伴う成果物の利用等を制限する
 ④事実と異なる取引条件を提示することは、独禁法上問題となる場合がある。

前記表2のとおり、使用者たる企業が労働者に対して課す制限等については、基本的には、労働基準法に照らして判断され、労働法上適法とされた行為が、独禁法上違法とされることは基本的にはない。もっとも、使用者と労働者との間で雇用関係が生じる以前及び以後に関する制限行為については、独禁法上の問題が生じる可能性がある。

また、企業が、フリーランスに対し、制限を課す場合には、労働法制は及ばず、独禁法上の問題が生じる可能性がある。

報告書では、①秘密保持義務、競業禁止義務、②専属義務、③役務提供に伴う成果物の利用等の制限、④事実と異なる取引条件を提示する行為について、(i)自由競争減殺(他の競争関係にある発注者のサービス供給や参入を困難とするおそれを生じさせる場合)、(ii)競争手段の不正さ(実際と異なる条件を提示して、又は役務提供に係る条件を十分に明らかにせず取引することで、他の発注者との取引を妨げることとなる場合)及び(iii)優越的地位の濫用(役務提供者に対して取引上の地位が優越している発注者が役務提供者に不当に不利益を与える場合)の3つの観点から独禁法上問題となる場合があるとしている。

具体的には、例えば、秘密保持義務・競業禁止義務、専属義務については、発注者(使用者)が秘密漏洩の懸念なく取引できること、自らへの役務提供に専念させ、役務提供者に育成投資を行うことの動機付けとなり得ること等の競争促進効果を認め、制限が合理的な範囲であれば、直ちに問題となるものではないとの原則を示している。他方、これらの制限は、役務提供者自身や競合他社が元の発注者と有効

に競争することを困難にする場合には、自由競争減殺の観点から問題となり得るほか、競争手段の不正さ、優越的地位の濫用の観点からも問題となり得ることがあるとしている。

第4 最後に

米国では、人材獲得市場における競争事業者間での給与カルテルや引き抜き防止協定について、反トラスト法を適用して摘発されており、また、ガイドラインも公表され、⁽³⁾ 今後は刑事罰の対象となることが予想される。⁽⁴⁾

我が国においても、報告書において、給与カルテルが原則として独禁法上問題となることが明確化された。

今後、世界各国で労働契約への競争法の適用が活発化する可能性が高いことから、当局の動きを注視することに加え、社内コンプライアンスの観点から、人事担当者に対し独禁法の啓蒙を行うとともに同業他社との接触ルールを整

備することが望まれる。

以上

- (1) 公正取引委員会「東日本大震災に関連するQ&A」問5
(<https://www.jftc.go.jp/soudan/shinsaikanren/23jishinqa.html>)
- (2) 公正取引委員会事務総長定例会見(平成24年3月28日)
- (3) 一部企業間でIT人材の引き抜き防止協定がなされたとして、IT企業6社が訴追された(2010年9月24日、米国連邦司法省公表)。U.S. v. Adobe Systems, Inc., et al. (March 17 2011 Final Judgement)
- (4) 米国司法省、連邦取引委員会「ANTITRUST GUIDANCE FOR HUMAN RESOURCE PROFESSIONALS」(2016年10月)

弁護士
樋口陽介
(1976年生)

Yohsuke Higuchi
直通 / 03-6438-5722
MAIL / yhiguchi@tmi.gr.jp



【主な取扱分野】

一般企業法務 / M&A / リスクマネジメント / 不正調査 / 商事関連訴訟 / 行政訴訟 / カルテル・談合 / 国際カルテル / 私的独占・不公正な取引方法 / 企業結合 / 下請法 / 景品表示法 / 人事制度の構築・運用 / M&A、IPOにおける労務・デュエティ・リジェンス / 労働審判・労働関係訴訟等への対応 / 組合対応等

【登録、所属】

第一東京弁護士会(2005)

米国領域外で発生した逸失利益に関する米国連邦最高裁判所判決の紹介 WESTERNGECO LLC v. ION GEOPHYSICAL CORP事件

—— 弁理士 都野真哉
—— 弁理士・カリフォルニア州弁護士 村井賢郎

第1 はじめに

近年、企業のグローバル化及びインターネットの普及などにより、ビジネスのボーダレス化が進んでいる。一方、特許権については、パリ条約にて各国間の“特許独立の原則”⁽²⁾が規定されており、また、我が国においては、“属地主義の原則”の下、各国の特許権が、その成立、移転、効力等につき当該国の法律によって定められ、特許権の効力が当該国の領域内においてのみ認められると理解されている。このような状況の下、グローバル企業にとって、ある国において自らの特許権の侵害行為が行われ、その結果、国外で損害が生じた場合、当該損害をどのように回収できるかについては非常に大きな関心ごとの一つとなる。

今回、2018年6月22日、米国連邦最高裁判所(以下、“米

国最高裁”)は、“米国領域外”で生じた逸失利益(“lost-profit”)を米国内で行われた侵害行為に対する損害賠償額に含めることを認める判決を示した。無論、本判決は、全ての侵害行為について、米国領域外で生じた逸失利益を損害賠償額に含めることまでも認めたものではなく、また、その適用は限定的であると解釈される。しかし、当該判決に対しては、米国の特許権が与える他国市場への影響や、他国の裁判所において同様の判断がなされる可能性などが懸念されている。⁽⁴⁾

本稿は、上記米国最高裁判決について解説するものである。なお、本稿のうち意見に関わる部分は筆者の個人的な見解であり、筆者が現在所属し又は過去に所属した組織の見解ではない点にご留意を頂きたい。

第2 本件の背景

WesternGeco LLC(以下、“特許権者”)は、海底調査システム(“Q-Marine”)に関する4件の特許を保有していた。⁽⁵⁾

(図①)U.S. Patent 6,691,038公報

(12) **United States Patent**
Zajac

(10) Patent No.: **US 6,691,038 B2**
(51) Date of Patent: **Feb. 10, 2004**

(54) **ACTIVE SEPARATION TRACKING AND POSITIONING SYSTEM FOR TOWED SEISMIC ARRAYS**

(75) Inventor: **Mark Zajac, Katy, TX (US)**

(73) Assignee: **WesternGeco L.L.C., Houston, TX (US)**

(*) Notice: Subject to any disclaimer, the term of this patent is extended or adjusted under 35 U.S.C. 154(b) by 174 days.

(21) Appl. No.: **06/882,952**

(22) Filed: **Jun. 15, 2001**

(65) **Prior Publication Data**
US 2003/028320-A1 Nov. 6, 2003

(51) Int. Cl.⁷: **G01V 1/38**

(52) U.S. Cl.: **702/14, 367/20**

(58) Field of Search: **702/14, 16, 367/16, 367/22, 20, 19, 17, 114/244, 245, 246**

(56) **References Cited**

U.S. PATENT DOCUMENTS

4,876,183 A	* 6/29/87	Casby	114/245
4,729,333 A	* 3/29/88	Kelly et al.	114/244
4,890,569 A	* 1/27/90	Debnar	114/246
5,771,202 A	* 6/29/98	Bale et al.	367/20
5,784,431 A	* 7/27/98	Debnar	367/22
5,780,472 A	* 8/27/98	Westman et al.	367/19
5,920,828 A	* 7/29/99	North et al.	702/14
6,012,752 A	* 1/20/00	Arbuthnot et al.	367/17
6,028,817 A	* 2/3/00	Arbuthnot	367/16
6,408,786 B1	* 7/23/02	Nyland	702/14

FOREIGN PATENT DOCUMENTS

EP	0612025 A1	* 8/1994	G01V/1/38
----	------------	----------	-----------

30 Claims, 6 Drawing Sheets

本システムは独自の技術を用いており、他社技術に比して高い品質のデータを提供可能としていた。また、特許権者は、本特許技術を他社に販売・ライセンス供与をせずに自ら使用し、得られた海底調査結果を顧客である石油ガス会社に提供していた。特許権者は、当初数年間、本技術を使用する唯一の企業であった。しかし、2007年以降、ION Geophysical Corporation（以下、“被疑侵害者”）は、競合システム用の部品（components）を米国内で製造し、これら部品を海外の企業に提供するビジネスを開始した。海外企業は、これら部品を組み合わせることで、特許権者のシステムと極めて類似した測量システムを得て、海底調査サービスを提供することが可能であった。結果として、特許権者は、類似した測量システムとの競合によって10の調査契約を失うこととなった。

特許権者は、米国特許法 § 271(f)(1) 及び(f)(2) に基づき被疑侵害者を特許侵害で米国連邦地方裁判所に提訴した。裁判において特許権者は、被疑侵害者の行為により10の調査契約を失ったことを立証した。陪審は、被疑侵害者による侵害を認定し、特許権者の損害が、ロイヤルティ（実施料）としての1250万ドルと逸失利益としての9340万ドルとであると評決した。これに対して、被疑侵害者は当該評決を回避すべく、Post-trial motion（判決後の異議申立）を行い、§ 271(f) に対し域外適用（extraterritoriality）は認められないため、特許権者の損害には米国領域外で発生

した損害（逸失利益）は請求できないと主張した。しかし、当該申立は連邦地方裁判所によって却下された。

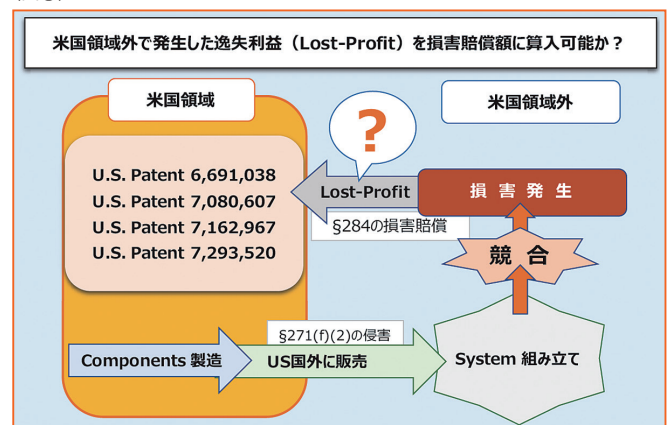
被疑侵害者は連邦巡回区控訴裁判所（以下、“CAFC”）に上訴した。CAFCは、§ 271(a)（米国特許法における一般的な直接侵害の態様に関する規定）について、先例では海外の販売に関する逸失利益を回復するための損害賠償請求を認めていないことを理由として、§ 271(f) においても同様の考えを適用し、連邦地方裁判所における陪審の評決を取り消した。

特許権者はこの判決を不服として米国最高裁に上告した。米国最高裁は、域外適用の問題について、従前より構築されている2ステップ・フレームワーク（two-step framework）を用い、損害賠償に関する規定である § 284の焦点（focus）は“the infringement（侵害）”であり、被疑侵害者の § 271(f)(2) における侵害行為（componentsの米国外への提供）は米国内で行われている行為であるため、この行為によって生じた逸失利益も特許権者の損害として考慮できると判断した。

第3 域外適用に関する判断手法(Two-step Framework)

以上のように、本判決は、§ 271(f)(2) に規定される侵害態様に関する損害賠償（§ 284）において、米国領域外で発生した逸失利益を損害額に含めることができるか否かが争点であった（下記図②参照）。

(図②)

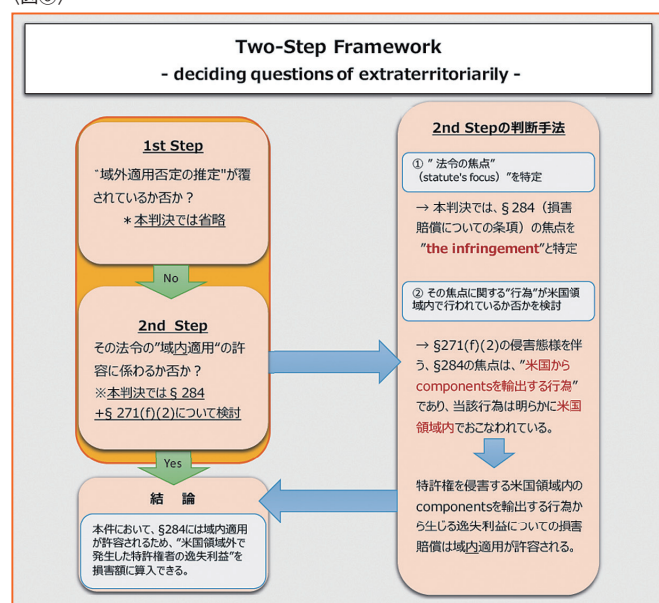


一方、米国において裁判所は、原則として連邦法は米国領域内のみに適用されると推定している（当該推定は一般に“the presumption against extraterritoriality（域外適用否定の推定）”と呼ばれる）。

米国最高裁は、従前より、域外適用に対する問題について、“Two-step Framework”という手法を用いていた。当該手法によれば、まず、1st Step⁽⁸⁾にて、対象となる連邦法の

規定に関し、上述の“域外適用否定の推定”が（明確に）覆されているか否かを判断し、当該推定が覆されていない場合には、2nd Step⁽⁹⁾にて、その事案が上記規定の域内適用（domestic application）に係るものであるか判断する。本事件では、1st Stepが省略され⁽¹⁰⁾、2nd Stepのみが検討された。すなわち、本事件では、2nd Stepにて、損害賠償に関する規定（§ 284）において、域内適用が許容され、米国領域外で生じた逸失利益も損害額として算入することができるか否かが検討された（下記図③参照）。

（図③）



2nd Stepにおいては、まず、損害賠償に関する規定（§ 284）について、①“法令の焦点（statute’s focus）”を特定し、②さらに、その焦点に関する“行為（conduct）”が米国領域内で行われているか否かが検討された。はじめに、§ 284 の法令の焦点について米国最高裁は、“the infringement”であると判断した⁽¹¹⁾⁽¹²⁾。この際、米国最高裁は、§ 284 の主要な目的は“侵害に対する完全な補償を特許権者に与えること”であることも示している。続いて、米国最高裁は、§ 284 単独ではなく、本事件の侵害態様に関する § 271 (f) (2) と併せて検討した。ここで、§ 271 (f) (2) は、特許製品に関する構成部品（components）について、その全部又は一部が組み立てられていない状態において、当該構成部品が米国領域外で組み立てられることを意図して、当該領域外に供給などした場合の侵害態様を規定するものである⁽¹³⁾。結果、米国最高裁は、§ 271 (f) (2) の侵害態様における § 284 について、法令の焦点を“米国から構成部品を輸出する行為（act）”であると判断し、当該焦点に関する行為（conduct）は明らかに米国領域内で行われたもの

であったと示したと示した⁽¹⁴⁾。

この検討結果に基づき、米国最高裁は本事件において特許権者が得るべき逸失利益に基づく損害賠償額は域内適用（domestic application）であり、米国領域外で生じた逸失利益もこれも考慮できると判断した⁽¹⁵⁾。

第4 今後の展開

冒頭に述べたように、本判決は、米国特許法第 271 条で規定される全ての侵害行為について、米国領域外で生じた逸失利益を損害賠償額に含めることまでも認めたものではない。あくまでも、米国外で特許発明の実施品が組み立てられることを知りながら、非侵害の用途が無いような部品を米国内において、又は、米国から米国外に供給することを特許侵害と規定する § 271 (f) (2) に基づく損害賠償請求を射程とする判決に過ぎない。

判決の反対意見では、米国内で試作された半導体チップが米国外に提供されて、そのような半導体チップを搭載する最終製品が米国外で販売された場合に、米国の裁判所が、米国外における最終製品の販売に起因する逸失利益を認める判断をせざるを得ない可能性に深い懸念が示された。しかしながら、マスターディスクを米国から米国外に供給し、米国外で当該マスターディスクを複製してコンピュータに組み込むことは § 271 (f) の侵害を構成しないと判断した 2007 年の最高裁判決に基づく、たとえ、米国内で半導体チップの試作品が開発されても、実際の製品に搭載される半導体チップの量産品が米国外で生産される限りは、§ 271 (f) の侵害を構成しないと判断される可能性がある。同判決の下、海外に送信されるソフトウェア（ソースコード）が § 271 (f) の部品に相当すると判断される可能性も低い。その上、損害賠償請求は、侵害行為と直接的な因果関係（“causation”）を有する行為に限って認められるに過ぎず、更に、逸失利益を損害とするためには、別途、特許権者の競合品の供給能力等も問われる。本事件における被疑侵害者は、部品を海外企業に提供することにより、特許権者が提供する海底調査サービスと競合するサービスを海外企業が提供し、特許権者が調査契約を失う結果になることを十分に予測できたという特別な事情があったからこそ、特許権者の逸失利益が認められたが、一般的には、本判決が直接あてはまるような事案は限定的だろう。

しかし、特許侵害訴訟の実務においては、損害賠償請求額を少しでも高めたい特許権者が、本判決を奇貨とする多様な主張を展開する可能性があろう。そして、本判決と同様の判断手法を用いれば、今後、他の侵害態様においても、

米国内の侵害行為に基づく米国外での逸失利益を損害賠償額の一部とする判断が下級審で下される余地がある。この場合、本判決の反対意見でも言及されるように、故意侵害に対して（最大で）三倍賠償が認められる米国特許訴訟においては、米国外での行為が予想できないほどの損害賠償につながる可能性を否定できない。本判決が与える他国市場や各国及びその裁判所における判断への影響は、米国外に拠点を置く企業や弁護士などにも大いに注目されている。さらなるビジネスのボーダレス化が進む今後において、本判決がどのような影響を与えるかについては、今後も着目すべきと思われる。

以上

- (1) WESTERNGECO LLC v. ION GEOPHYSICAL CORP., Supreme Court. No. 16-1011
- (2) パリ条約 四条の二
- (3) 最高裁判決平成9年7月1日第三小法廷判決(平成7年(オ)第1988号)では「また、属地主義の原則とは、特許権についていえば、各国の特許権が、その成立、移転、効力等につき当該国の法律によって定められ、特許権の効力が当該国の領域内においてのみ認められることを意味するものである。」と述べられている。
- (4) 本判決は賛成7名、反対2名であり、反対意見(Justice Gorsuch, Justice Breyer)において、当該判決が、他国に対し、これらの国が自らの特許制度等を米国経済のコントロールのために用いることの引き金となる可能性がある点などが懸念されている。
- (5) U.S. Patent 6,691,038, U.S. Patent 7,080,607, U.S. Patent 7,162,967, U.S. Patent 7,293,520
- (6) 下線のように当該規定において侵害行為は国内に限定されている。"(a) Except as otherwise provided in this title, whoever without authority makes, uses, offers to sell, or sells any patented invention, within the United States or imports into the United States any patented invention during the term of the patent therefor, infringes the patent."
- (7) 米国最高裁は、CAFC において§271(f)(1)については判断されていないため、§271(f)(2)についてのみ域外適用の判断をおこなった。
- (8) The first step: "whether the presumption against extraterritoriality has been rebutted."
- (9) The second step: "whether the case involves a domestic application of the statute."
- (10) 裁判所は、1st Step について、事案の結果を左右しない"difficult question"を解決することが要求され、且つ、将来の事案について遠大な影響を有する場合には、これを省略できる裁量を有している。
- (11) 35 U.S.C§284 中、"...the court shall award the claimant damages adequate to compensate for the infringement,..."と規定されている。
- (12) 被疑侵害者は、当該焦点が"self-evidently on the award of damages"であると主張したが、最高裁判所は"dammages"自体は "the infringement"に対する救済のための単なる手段に過ぎないと判断している。
- (13) 35 U.S.C§271 (f)(2) "Whoever without authority supplies or causes to be supplied in or from the United States any component of a patented invention that is especially made or especially adapted for use in the invention and not a staple article or commodity of commerce suitable for substantial noninfringing use, where such component is uncombined in whole or in part, knowing that such component is so made or adapted and intending that such component will be combined outside of the United States in a manner that would infringe the patent if such combination occurred within the United States, shall be liable as an infringer."
- (14) 被疑侵害者は、特許権者の逸失利益が生じるためには、米国領域外における行為を必ず伴うものであると主張したが、最高裁判所はこのような米国領域外の行為は単なる(米国内の)侵害行為に付随するものに過ぎないと示している。
- (15) 本判決は、§271(f)(2)に関する本判断以外(例えば、proximate cause(主因)等)に損害賠償額を限定又は排除できる他の原則に対する判断していない点に留意されたい。

弁理士
都野真哉
(1973年生)

Masaya Tsuno
直通 / 03-6438-4543
MAIL / mtsuno@tmi.gr.jp

【主な取扱分野】
特許 / 知財訴訟・審判 / 知財トランザクション / 知財戦略支援



【登録、所属】
日本弁理士会(JPAA)(1999) / 特定侵害訴訟代理業務付記登録(2006) / 日本弁理士会:国際活動センター 米国部(2012~2018) / 同米州部副部長(2015~2017) / AIPPI業務執行理事(2018)

弁理士・カリフォルニア州弁護士
村井賢郎
(1974年生)

Yoshio Murai
直通 / 03-6438-5318
MAIL / ymurai@tmi.gr.jp

【主な取扱分野】
特許 / 知財訴訟・審判 / 知財トランザクション / 知財戦略支援



【登録、所属】
日本弁理士会(JPAA)(2001) / 日本知的財産協会(JIPA):国際第1委員会(2006~2007) / 特定侵害訴訟代理業務付記登録(2011) / カリフォルニア州(2014)

日本におけるライドシェアの普及の現状及び法規制

—— 弁護士 永田幸洋
—— 弁護士 岩田幸剛

第1 はじめに

現在、自動車業界は、1908年のT型フォード量産開始に次ぐ、100年に一度の変革期にあると言われている。その変化の波は、「コネクティッド (Connected)」、「自動化 (Autonomous)」、「シェアリング (Sharing)」、及び「電動化 (Electric Vehicle)」の4つであり、その頭文字をとってCASEと呼ばれているが、本稿は、そのうち「シェアリング」、特にライドシェアに関し、日本での普及の現状とその障害となっている法規制について解説するものである。

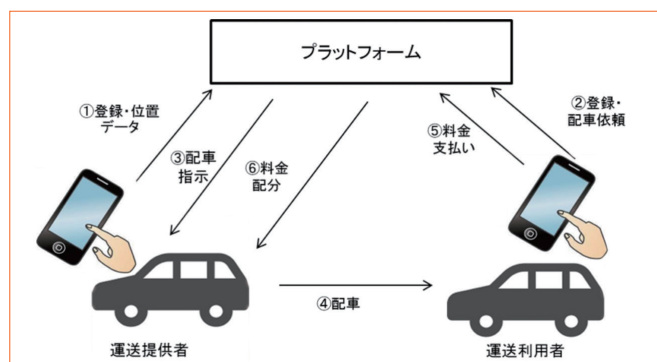
従来、自動車業界では、ユーザー自身が自動車を購入し、所有し、自ら運転して使用することがビジネスの前提として想定されてきた。もっとも、近年では、自ら所有するのではなく、サービスとしての輸送手段の利用、いわゆる Mobility As A Service (MaaS) に徐々に目線が移りつつある。ライドシェアは、この MaaS 事業の筆頭として、輸送サービスの新たな可能性を開くものである。

他方で、ライドシェアは、タクシー事業などの従来の輸送サービスと類似し、かつ競合する側面もある。このような側面が、日本におけるライドシェアの普及を阻む要因の一つとなっている。

第2 ライドシェアの仕組み及び法規制

1 ライドシェアの仕組み

本稿で取り上げるライドシェアの基本的な形態は、プラットフォーム提供事業者 (Uber、Grab、DiDi など) が、提供するプラットフォームを通じて、運送サービスを受けたい人 (運送利用者) と運送サービスを提供したい人 (運送提供者) をマッチングすることにある。



マッチングされた運送提供者は、プラットフォームにより指定された場所まで配車し、運送利用者をピックアップして、予め指定された場所へ運送利用者を運送する。なお、運送提供者と運送利用者の間に直接の現金のやり取りはなく、運送利用者は、クレジットカードなどを使用して、プラットフォームを通じて運送提供者に利用料金の支払うことが一般的である。

ライドシェアの特長は、プラットフォーム提供事業者が業務用自動車や運転手を専属的に確保する必要がなく、運送提供者が個人として自家用車を使用して、マッチングされた時だけ運送サービスを提供する点にある。すなわち、従来のタクシー事業と異なり、事業者が負担する固定費が低額に抑えられ、かつ、運送利用者を乗車させない状態 (いわゆる空車) での走行やタクシー乗り場での順番待ちなどのロスも避けられる。また、運送利用者から見た場合、配車依頼をすれば指定された場所にすぐに配車され、かつ現金の授受をする必要がないため、利便性が高いと言える。

反面、運送提供者が個人であることから、必要な安全確保措置がなされているのか、事故時において必要な補償がなされるのか (つまり適切な保険に加入しているのか) など、サービスの質に対する不安は根強い。プラットフォーム提供事業者は、運送利用者による評価制度を採用し、運送提供者間で競争をさせ、評価の低い運送提供者を排除する仕組みを設けているが、このような不安の声を完全に払しょくするには至っていない。

2 ライドシェアに関する法規制

(1) 道路運送法に基づく規制

上記のとおり、ライドシェアにおいては、プラットフォームを通じてマッチングされた運送提供者が、運送利用者に対して有償で自動車旅客運送サービスを提供している。道路運送法では、「他人の需要に応じ、有償で、自動車を使用して旅客を運送する事業」を旅客自動車運送事業と定義し (道路運送法 2 条 3 項)、例えば、タクシー事業を実施する場合には、旅客自動車運送事業のうち、一般乗用旅客自動車運送事業の許可を取得しなければならない (道路運送法 4 条、同法 3 条 1 項ハ) とし、文言通り解釈すれば、ライドシェアの場合も、運送提供者が道路運送法に基づく許可を取得しなければならないことになる。

しかしながら、道路運送法に基づき一般乗用旅客自動車運送事業の許可を取得することは容易ではない。ライドシェアにおける運送提供者の場合、個人タクシーに類すると考えられるが、その場合であっても、二種運転免許を保有していること、5 年ないし

10 年間以上、タクシー又はハイヤーの運転手としての経歴を有することなどを始めとした様々な条件が課される（平成 13 年 9 月 12 日付け国土交通省自動車交通局長「一般乗用旅客自動車運送事業（1 人 1 車制タクシーに限る）の申請に対する処分に関する処理方針」）。

また、タクシー事業については、特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法に基づき、特定地域に指定された地域であれば原則許可が禁止され（同法 14 条の 2）、準特定地域に指定された地域においては、供給過剰となる場合には許可が禁止されている（同法 14 条の 4）。2018 年 8 月現在、例えば神奈川県横浜市を含む京浜交通圏は特定地域に、東京都特別区などは準特定地域に指定されており、ライドシェアビジネスを始めるため多数の運送提供事業者が、新たに個人タクシー事業者として一般乗用旅客自動車運送事業の許可を取得することは極めて困難な状況にある。

このように道路運送法に基づく許可の取得が必要とされていることが、日本におけるライドシェア普及の大きな障害となっている。

(2) 道路運送法の運用

規制当局である国土交通省は、運送サービスを運送提供者から運送利用者に有償で提供する形態、すなわちタクシー事業に類似性の高いライドシェアへの道路運送法の適用について厳格な立場をとっている。

例えば、プラットフォーム提供事業者である Uber が、実証実験のため、2015 年 2 月に、運送利用者から料金を受け取らず、かつ運送提供者に情報提供料を支払う形でライドシェアを実行しようとした際には、国土交通省から旅客自動車運送事業に該当するとして中止するよう行政指導を受けている。また、国土交通大臣も、ライドシェアについて、安全の確保、利用者の保護等の観点から問題があり、極めて慎重な検討が必要と考えているとの見解を示している（2016 年 10 月 7 日石井国土交通大臣会見要旨）。

もっとも、上記のとおり、道路運送法による許可が必要な旅客自動車運送事業は、「有償で」実施する場合に限られているため、ライドシェアの形態によっては道路運送法に基づく許可を得なくとも実施することが可能である。この点をとらえて、道路運送法に基づく旅客自動車運送事業の許可が不要となるライド

シェアの形態もある。

例えば、運送提供者が運送利用者を運送して対価を受領するという方向でのサービスの提供ではなく、他人同士が、費用を分担し（相互に金銭を支払い）、運転を交代しながら（相互に運送サービスを提供しながら）目的地を目指す相乗り型のライドシェアの場合、産業競争力強化法に基づくグレーゾーン解消制度に基づき照会がなされ、関係省庁が検討した結果、「ドライバーがユーザーから収受する費用については、運送のために生じるガソリン代及び道路通行料を上限値として設定されるものであり、これらの費用の範囲内の金銭の収受であることから旅客自動車運送事業に該当せず、道路運送法上の許可又は登録を要しない。」との回答がなされている。つまり、実費を分担する形での相乗り型のライドシェアについては、原則として道路運送法上の許可等が不要であることが明確にされている。

すなわち、ライドシェアといっても、一律に道路運送法に基づく許可が必要となるわけではなく、ライドシェアビジネスを提供する際には、そのビジネススキームが道路運送法の規制の対象となるか否かを見極めることが重要といえる。

第3 最後に

以上のとおり、道路運送法による規制、及び国土交通省が当該規制をライドシェアに厳格に適用する姿勢を示していることは、日本におけるライドシェア普及の障害となっている。そのため、一部のプラットフォーム提供事業者は、日本においてサービスを提供しているものの、そのサービスは、道路運送法に基づく許可を取得したタクシー事業者による配車サービスにとどまっている。

今後、日本においてライドシェアを普及させるためには、既存のタクシー業界との関係や安全性に関する不安のなどを解消するための方策を考え、規制当局に対してロビイング活動をしていくことも必要であろう。また、現行法下においても、許容されるライドシェアの形態があり得ることを踏まえて、専門的視点から道路運送法を分析し、なるべく簡易な形で実施できるよう、ビジネススキームを工夫するといった視点を持つことも重要である。

以上

弁護士
永田幸洋
(1978年生)

Yukihiro Nagata
直通 / 03-6438-5704
MAIL / yunagata@tmi.gr.jp



【主な取扱分野】

一般企業法務 / M&A / その他国際法務 / アライア
ンス / コーポレート・ファイナンス / コーポレートガバナ
ンス / 起業・株式公開支援 / 商事関連訴訟 / 医療 /
ヘルスケア / バイオ

【登録、所属】

第二東京弁護士会(2006) / カリフォル
ニア州(2014)

弁護士
岩田幸剛
(1980年生)

Yukitaka Iwata
直通 / 052-219-2625
MAIL / yiwata@tmi.gr.jp



【登録、所属】

愛知県弁護士会(2014) / ニューヨーク州(2016)

自動運転に関する最新の法整備状況

—— 弁護士 木宮瑞雄

第1 はじめに

近年、自動運転技術の開発の進展はめざましく、日々の報道においても自動運転の話題を欠くことはないといっても過言ではない。他方、技術の急速な進歩にもかかわらず、これまで、法整備や法的課題の検討は十分に進んでいないといわれていた。しかし、ここ数年において、世界では自動運転の実用化に向けて条約や法令の改正が相次いで行われているほか、日本でもガイドラインの整備等や政府主体の検討会議等による法的課題の検討等が進んでおり、自動運転社会の実現に向けて本格的な動き出しが見受けられる⁽¹⁾。

本稿では、自動運転に関して存在する多くの論点の中でも、とりわけ自動運転車の公道実証実験に関する法整備状況と、自動運転車の実用化に向けた交通規制の改正状況について概観することとしたい。

第2 公道実証実験に関する法整備状況

自動運転技術の開発には、公道における実証実験の実施が不可欠である。我が国においては、どのような公道実証実験が可能かという点に関して法令上必ずしも明らかでない点が多かったが、2016年から2017年にかけて、ガイドラインの制定や告示改正等が行われ、公道実証実験を広く認める方針が明らかとなった。まず、警察庁は、2016年5月に「自動走行システムに関する公道実証実験のためのガ

イドライン」を制定した。このガイドラインによって、運転者が実験車両の運転者席に乗車し、緊急時に必要な操作を行うことができる自動運転システムの公道実証実験は、場所や時間にかかわらず、また特段の許可や届出なしに実施することが可能であることが明確化されることとなった。

また、2017年2月には、道路運送車両の保安基準に基づく関係告示が改正され、これによってハンドルやアクセル、ブレーキペダル等を備えない車両であっても、速度制限、走行ルート限定、緊急停止ボタンの設置等の安全確保措置を講じることによって、そのような車両を用いた公道実証実験が可能となった⁽²⁾。

さらに、2017年6月には、警察庁が「遠隔型自動運転システムの公道実証実験に係る道路使用許可の申請に対する取扱いの基準」を策定し、実験車両の運転者席に運転者がいなくとも、外部に遠隔監視・操作者がいれば、道路使用許可を受けて公道実証実験を行うことが可能となった。

このようなガイドライン等の整備によって、我が国では、2017年以降、国や地方自治体、大学、民間企業等が主体となり、多くの公道実証実験が行われている⁽³⁾。

第3 自動運転の実用化に向けた交通規制の改正状況

次に、自動運転の実用化にあたって障壁となる交通規制の改正状況について説明したい。我が国における交通規制は、道路交通法を中心として定められている。

道路交通法は交通の安全と円滑を図ること等を目的として、運転者に多くの義務を課している。すなわち、個別具体的な禁止規定として、無免許運転の禁止⁽⁴⁾、酒気帯び運転等の禁止⁽⁵⁾、過労運転等の禁止⁽⁶⁾、携帯電話用装置等の使用の禁止等⁽⁷⁾が定められているほか、以下のとおり、概括的な義務であるいわゆる「安全運転義務」が定められている⁽⁸⁾。

(道路交通法第70条)

車両等の運転者は、当該車両等のハンドル、ブレーキその他の装置を確実に操作し、かつ、道路、交通及び当該車両等の状況に応じ、他人に危害を及ぼさないような速度と方法で運転しなければならない。

このような道路交通法上の安全運転義務との関係から、我が国においては、現行法上、運転者が自動運転機能に一定の車両操縦を委ねることを前提とするレベル3以上の自動運転車が実用化されるのは困難であり、実用化にあたっては安全運転義務を一定程度緩和することを内容とする法改正が必須と考えられている。

この点について参考になるのは、EU域内で最も法整備が進んでいるドイツの法改正状況である。ドイツの改正道路交通法は2017年6月21日に施行された。その改正内容は多岐にわたるが、重大な改正点として、運転者は、自動運転機能を稼働させている間、交通経過及び車両の操縦から離れ、他の活動を行うことが許されることとなったことが挙げられる。但し、運転者は、自動運転機能が運転者に対して車両操縦の引受を要求するとき、又は、運転者が自動運転機能の仕様に適合した使用のための前提条件がもはや満たされなくなったと認識し、若しくは明らかな状況判断に基づき認識しなければならないときに、車両操縦を遅滞なく引き受ける義務を負うこととされており、運転者は、自動運転機能の稼働中、このような義務をいつでも果たせるようにするための認識の準備をしている必要があるとされている。⁽⁹⁾

日本においては、現状、道路交通法の改正が具体的に議論されるには至っておらず、今後、ドイツの改正後道路交通法の内容を踏まえた法改正の検討が望まれるところである。なお、本稿での詳述は避けるが、このようなドイツの法改正は、道路交通条約であるウィーン条約の改正によって可能になったものであるところ、日本はウィーン条約を批准していない。日本が批准している道路交通条約であるジュネーヴ条約においても、2015年3月に同様の改正案が採択されたものの、加盟国承諾が難航し改正が停滞している状況である。そのため、ジュネーヴ条約の改正を含めた国際的な議論の動向も踏まえ、日本法における改正状況を注視する必要があるといえよう。

第4 おわりに

本稿においては、自動運転車の公道実証実験に関する法整備状況と、自動運転車の実用化に向けた交通規制の改正状況について概観したが、これらの他にも、事故発生時における民事責任をどのように考えるか、免許制度を存続させる必要はあるか、サイバーセキュリティをどのように確保す

るか、自動車保険制度をどのように設計し直していくか、自動運転車を使用した旅客輸送または貨物輸送に関する規制法令をどのように改正していくか等、自動運転に関する法的問題は極めて多岐にわたる。今後もこれらの法的問題の検討内容や法整備の状況を随時お伝えしていきたい。

以上

- (1) 我が国における社会面・産業面での自動運転の展望としては、高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部「官民データ活用推進戦略会「官民ITS構想・ロードマップ2018」において、社会面では2020年までに「世界一安全な道路交通社会」を構築し、その後、自動運転システムの開発・普及及びデータ基盤の整備を図ることにより、2030年までに「世界一安全で円滑な道路交通社会」を構築・維持することを目指すとともに、産業面では、官民の連携により、ITSに係る車両・インフラの輸出を拡大し、2020年以降、自動運転システム化(データ基盤の整備を含む)に係るイノベーションに関し、世界の中心地となることを目指すこととされている。
- (2) 2018年3月に国土交通省が公表した「自動運転の実現に向けた今後の国土交通省の取り組み」によれば、自動運転車に関する安全性の要件については現在、検討が進められ、2018年夏頃に公表予定とされている。この点について、2018年6月22日に開催された平成30年度第1回車両安全対策検討会では、自動運転車の安全技術ガイドライン案が議題とされていたが、当該ガイドライン案には、自動運転車の安全性に関する基本的な考え方と、自動運転車の安全性に関する要件(10項目)が盛り込まれており、今後、自動運転車に関する保安基準については、この基本的な考え方と要件を前提として検討されると見込まれる。
- (3) 2018年8月から9月にかけて株式会社ZMPと日の丸交通株式会社が共同して、東京の大手町と六本木間において自動運転タクシーを走行させる実証実験を行ったことは、報道でも大きく取り上げられた(日本経済新聞8月27日夕刊1面など)。
- (4) 道路交通法第1条
- (5) 道路交通法第64条
- (6) 道路交通法第65条
- (7) 道路交通法第66条
- (8) 道路交通法第71条
- (9) BT Drucksache, 18/11776

弁護士

木宮瑞雄

(1986年生)

Mizuo Kimiya

直通 / 03-6438-4453

MAIL / mkimiya@tmi.gr.jp



【主な取扱分野】

M&A / 事業承継 / 一般企業法務 / 起業・株式公開
支援 / 商事関連訴訟 / コーポレートガバナンス / 企
業結合 / 下請法 / 景品表示法 / 消費者関連法

【登録、所属】

第二東京弁護士会(2013)

ブロックチェーン技術を活用した取引の法的課題

—— 弁護士 寺門峻佑

第1 はじめに

ビットコイン等の仮想通貨取引に用いられているブロックチェーン技術は、分散型システムであり、その構造上、従来の集中管理型システムに比べ、①改ざんが極めて困難、②実質ゼロ・ダウンタイム、③安価なシステム構築が可能、という特性を持ち、IoTを含む非常に幅広い分野への応用が期待されている。他方、ブロックチェーン技術を活用したサービスのユースケースはまだ多くはなく、また、既存の法制度がブロックチェーン技術の利用を想定していない側面もあり、ブロックチェーン技術を用いたスマートコントラクトによる契約処理やトークンによる権利移転処理等の有効性に関しては、その解釈が明確とはいえない。かかる現状を踏まえ、経済産業省は、分散型システムを社会実装していくために必要な要素技術・法制度等について調査を実施し、2018年7月23日、その調査結果として、「平成29年度我が国におけるデータ駆動型社会に係る基盤整備（分散型システムに対応した技術・制度等に係る調査）」報告書⁽¹⁾（以下「本報告書」という。）を公表した。本稿では、本報告書の内容を適宜要約・抜粋しつつ、その内容を中心に、ブロックチェーン技術を活用した取引の法的課題について解説する。

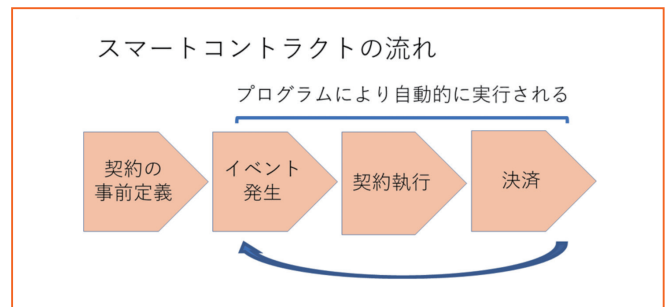
第2 ブロックチェーン技術を活用した取引の法的課題

本報告書では、分野横断的テーマ、医療・ヘルスケア分野、物流・サプライチェーン・モビリティ等分野における法制度面の課題について、それぞれ詳細に報告しているが、本稿では紙面の関係上、汎用性があり関心が高いと思われる、分野横断的テーマのスマートコントラクトに関する論点とトークンに関する論点を取り上げる。

■ スマートコントラクトに関する論点

スマートコントラクトの公的かつ一義的な定義は未だ存在しないが、概要は、契約内容を記述したプログラミングコードをブロックチェーン上に保存し（契約の事前定義）、条件が満たされた場合に（イベント発生）、自動的に契約内容に従った処理が実行される（契約執行・決済）プログラムであり、本報告書でも類似の定義がなされている。本報告書では、具体例として、電子商取引において売買契約の当事者が目的物、数量および売値・買値をコードとしてブロック

チェーン上に記録し、それらが一致した場合に、自動的に取引が成立し決済が完了するコードを紹介している。



(1) 契約成立の有効性

本報告書は、スマートコントラクトが当事者の意思の合致がある有効な契約と評価できるかが論点になるとする。これは契約の成立には意思の合致が必要であるところ、スマートコントラクトはプログラミングコードであって自動的に処理を行う性質を持つことから生じる懸念である。

この点、本報告書は、当事者の意思が合致したものと評価されるためには、予め契約当事者が、プログラミングコードにより、当事者の一定の指示に基づいて動作を行うことで自動的に契約がなされるとのスマートコントラクトの基本的な仕組みを認識した上でその利用に合意する必要があるとする。これは実務的には、本報告書にも若干の言及があるが、①サービス利用規約等にて当該サービスに実装するスマートコントラクトの仕様につき十分な説明を行った上、これに対する利用者の同意のログを残し、②実際の取引実行指示の際に、スマートコントラクトの実行内容を利用者にとって可読性のある形式で画面上に表示した上、これに対する利用者の同意のログを残し、③これに基づく各取引結果のログを残す、といった対応が考えられる。本報告書でも、特に、事業者が消費者と契約を行う場合には、「電子消費者契約及び電子承諾通知に関する法律」第3条の適用があり、消費者に対して契約の申込み等を行う意思の有無及び内容について確認を求める措置などしなければ、消費者に重過失があった場合でも消費者から錯誤の主張が可能となることへの注意が喚起されている。このため、事業者としては、消費者による錯誤主張を未然に防ぐべく、スマートコントラクトのインターフェイスを設計・実装する必要がある。

(2) 証拠力

本報告書は、民事紛争の際、提出されたコントラ

クトコードが真正に成立したものであるか、また、事実の証明に役に立つかが論点になるとする。これは、ブロックチェーン上のプログラミングコードが有意な証拠たり得るか、という問題である。

書面の場合、本人の署名がある場合に加え、本人の押印がある場合にも二段の推定により当該書面の成立の真正が推定されるが、電磁的記録の場合には、本人による電子署名がある場合に当該記録の成立の真正が推定される。本報告書は、「本人による電子署名」と認定される特定認証業務の認定事業者が発行した証明書に基づく電子署名が利用されない場合、書面のように二段の推定が働く余地がない以上、利用者に若干のリスクが残るとする。ただし、本報告書も言及するとおり、訴訟実務上、証拠の成立の真正が争点となる事案は多くない。

他方、証拠が事実の証明に役立つかの判断は、裁判官の自由な心証に委ねられるのが民事裁判における原則（自由心証主義）であるが、そもそもプログラミングコードのみを裁判所に証拠提出しても、単体では裁判所にとっての可読性がない。そこで、実務上は、プログラミングコードが契約内容とはいえ、それ単体ではなく、スマートコントラクトの仕様に関する同意のログ、取引実行指示の際に画面上に表示した契約内容とこれに対する同意のログ、各取引結果のログをまとめて証拠提出することになると考えられる。本報告書でも、ブロックチェーンの基盤の中には実行環境に依存する情報をもとに計算するものがあり、それらは実行環境に応じて実行結果が異なる可能性があるため、契約時点での実行結果の証跡を保存しておくことが重要であるとのコメントがあり、具体的方法が紹介されている⁽³⁾。

2 トークンに関する論点

現在、多様な機能を持ったトークンが発行されているが、本報告書は、トークンを、「価値に関する電磁的な台帳上の記録であり、保有者から第三者へ移転可能なもの」と定義し、以下のとおりトークンの機能による分類を行っている。本報告書は、いずれの類型においても、まずは資金決済法上の仮想通貨該当性の検討の必要性を指摘している⁽⁴⁾。

類 型	機 能	具体例
通貨型	決済手段	ビットコイン等
プラットフォーム利用型	ブロックチェーンプラットフォームの利用料	Gas(イーサリアムの使用料)等
アセット型	権利・財産的価値を記録したもの	共同所有、登記等

以下、特に権利移転に関連するアセット型トークンに関する法的論点を紹介する。

(1) トークンの移転と権利移転

本報告書は、アセット型トークンにつき、以下のとおり、トークンに権利を紐づけ、移転することが可能であるとする。

債 権	トークンホルダーが債権者であり、トークン移転により債権が移転する旨の合意を行う
動 産	SPCを設立し、SPCが動産を保有し、トークンを発行の上、トークンホルダーが動産所有者であり、トークン移転により指図による占有移転による引渡しがあったものとする合意を行う。
不動産	SPCを設立し、SPCが不動産を保有し、トークンを発行の上、トークンホルダーが不動産所有者であり、トークン移転により指図による占有移転による引渡しがあったものとする合意を行う。

他方、本報告書は、法令上対抗要件を要する権利の移転については、ブロックチェーン外で登記等の対抗要件を満たさなければトークン上に権利を記録しても、二重譲渡や倒産等の場合に、権利の取得を対抗できないとする。これは、債権については債務者に対する確定日付ある通知・承諾が(民法 467 条)、動産については目的物の占有移転が(民法 178 条)、不動産については不動産登記が(民法 177 条) 第三者対抗要件になると法令上明確に定められているためである。この点については、トークン移転による対抗要件具備等の特例法の制定を求める議論もある一方、不動産登記所のシステムから API で登記情報とトークンの記録を相互更新し一致させることにより、結果として第三者対抗要件が具備されるとの方法も検討の方向性としてあり得る旨言及されており、今後の議論が待たれるところである。

(2) トークンの差押え

ブロックチェーン上に保管されたトークンの差押え方法については、従来から議論がなされていたところであるが、本報告書は、交換所等の何らかの中間的な事業者を経由する場合は、その事業者等に対する返還請求権を差し押さえる対処が可能である一方、債務者の資産がブロックチェーン上のみにおいて保管されている場合には、差押えは不能となり、間接強制の方法による他ない旨指摘している。

第3 最後に

ブロックチェーン技術を活用した取引については、その他にも、特定の運営主体が存在しないプラットフォーム上での不正確なプログラムによる誤った取引発生等に基づく損害に

ついて、ブロックチェーンの構築やサービス提供に貢献した者が法的責任を負うのかや、世界的に参加者を持つブロックチェーン上における法的問題を解決するための準拠法に係わる論点があり、本報告書でも言及されているが、いずれもケースバイケースの判断が求められる側面があり、一義的な正解はないように思われる。このため、ブロックチェーン技術を活用した取引のプラットフォームを提供する事業者等としては、あらかじめビジネスモデルに応じたりリスクシナリオと、これをベースとした法的責任等について精査のうえ、できる限り、法的責任の所在や準拠法、加えて、紛争解決方法等につき、利用規約等において明示しておくことが望ましい。

以上

(1) <http://www.meti.go.jp/press/2018/07/20180723004/20180723004-2.pdf>
(2) <http://www.meti.go.jp/press/2018/07/20180723004/20180723004.html>

- (3) ソースコードの断片をそれぞれ保管しておき、かつソースコードをコンパイルして合意した内容を実行し、保存し、さらに、当該結果とコードがブロックチェーンに記録されていれば、証拠として利用できる状況であることが明確になると考えられる、と解説されている。
- (4) 資金決済法上、①物品の購入・サービスの利用等の対価の弁済のために、不特定の者に対して使用することができ、かつ不特定の者を相手方として購入及び売却を行うことができる電子的に記録された財産的価値であり、電子情報処理組織を用いて移転することができるもの（資金決済法2条5項1号）、②不特定のものを相手方として1号仮想通貨と交換でき、電子情報処理組織を用いて移転できるもの（資金決済法2条5項2号）が、仮想通貨に該当するとされる。

弁護士
寺門峻佑
(1984年生)

Shunsuke Terakado
直通 / 03-6438-5603
MAIL / sterakado@tmi.gr.jp



【主な取扱分野】

IT・通信 / メディア / エンタテインメント / スポーツ / リスク
マネジメント / 人事制度の構築・運用 / 労働審判・労働関係訴訟等への対応 / 商事関連訴訟 / 国際訴訟・仲裁・調停・ADR / 私的整理・事業再生ADR / 民事再生・会社更生 / 破産・特別清算 / コーポレートガバナンス / 消費者関連法 / 一般企業法務

【登録、所属】

東京弁護士会(2010) / ニューヨーク州(2018)

Healthtechを巡る特許の概況

—— 弁理士 竹内 工
—— 弁理士 山田 拓

第1 はじめに

CT画像などから疾患部を検出したり、検出した疾患部が良性であるか悪性であるかについて判断したりすることが可能な画像診断支援装置についての開発が盛んに行われている。

また、画像診断支援装置の他にも、ビックデータを用いた創薬支援システム（スクリーニング技術）や、画像解析等を用いた効率的な細胞培養や微生物培養をはじめとする生産技術などの開発も盛んに行われている。このような開発の裏には、機械学習やその一種であるディープラーニングにより形成された人工知能（AI）の発展がある。

本稿では、バイオやヘルスケア分野と人工知能の融合技術をHealthtechと呼び、以下Healthtechをめぐる特許の概況について紹介する。

第2 概況

ここ数年、世界中でAI関連の登録特許件数は急速に増加している。

AI関連の登録特許件数に関して、たとえば、政策シンクタンクである独立行政法人経済産業研究所（RIETI）により、AI関連特許のモデルタイプ別と国別の傾向を把握するためのデータが報告されている。AI関連の登録特許件数は、2012年から2016年まででおよそ3倍以上増加しており、モデルタイプ別の登録特許件数のシェアでは、いずれの年においても、生物学的モデル（Biological model）および知識ベースモデル（Knowledge-based model）に基づくAI関連特許が大部分を占めることが示されている（図1）。なお、ここで、Biologicalと記載されているものは、筆頭IPCがG06N 3/00（生物学的モデルに基づくコンピュータシステム）に分類される特許であり、Knowledgeと記載されているものはG06N 5/00（知識ベースモデルを利用したコンピュータシステム）に分類される特許であり、Mathematicalと記載されているものはG06N 7/00（特定の数学的モデルに基づいたコンピュータシステム）に分類される特許であり、Other AI Technologyと記載されているものはG06N 99/00（このサブクラスの他のグループに分類されない主題事項）に分類される特許である。

また、2016年の国別の登録特許件数のシェアでは、最も多いのが米国で登録された特許であり、全体の約2/3を占め、続いて多いのが中国で登録された特許であり、全体の約1/6を占めることが示されており（図2）、AI関連技術の開発が盛んな国に偏りが認められる。

図1 モデルタイプ別の登録特許件数(脚注資料1からの引用)

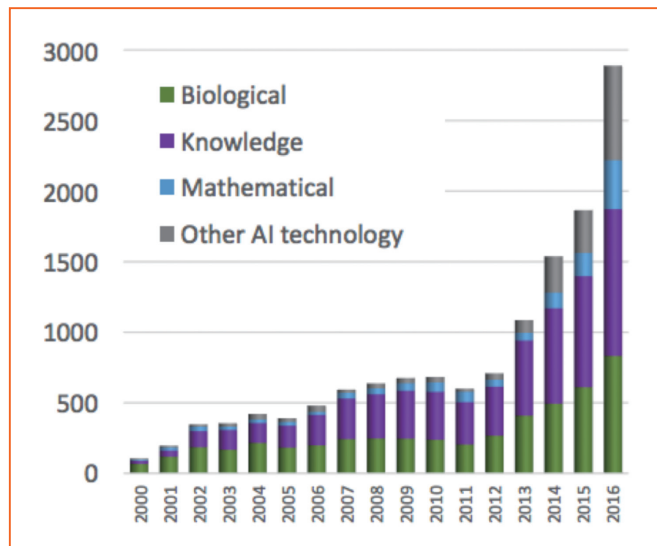
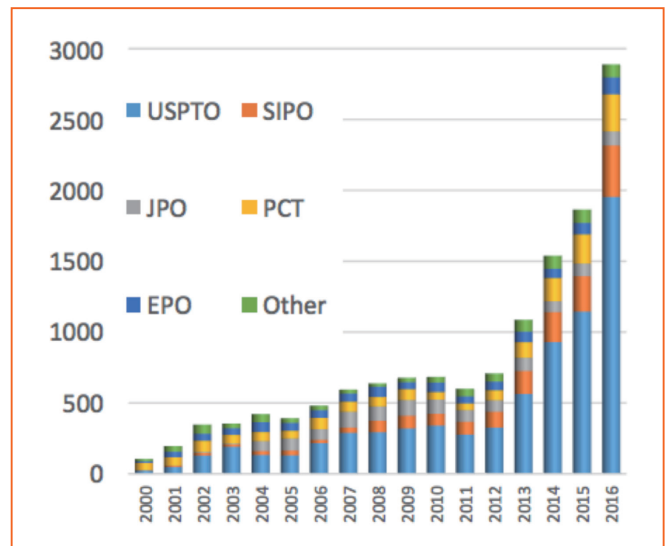
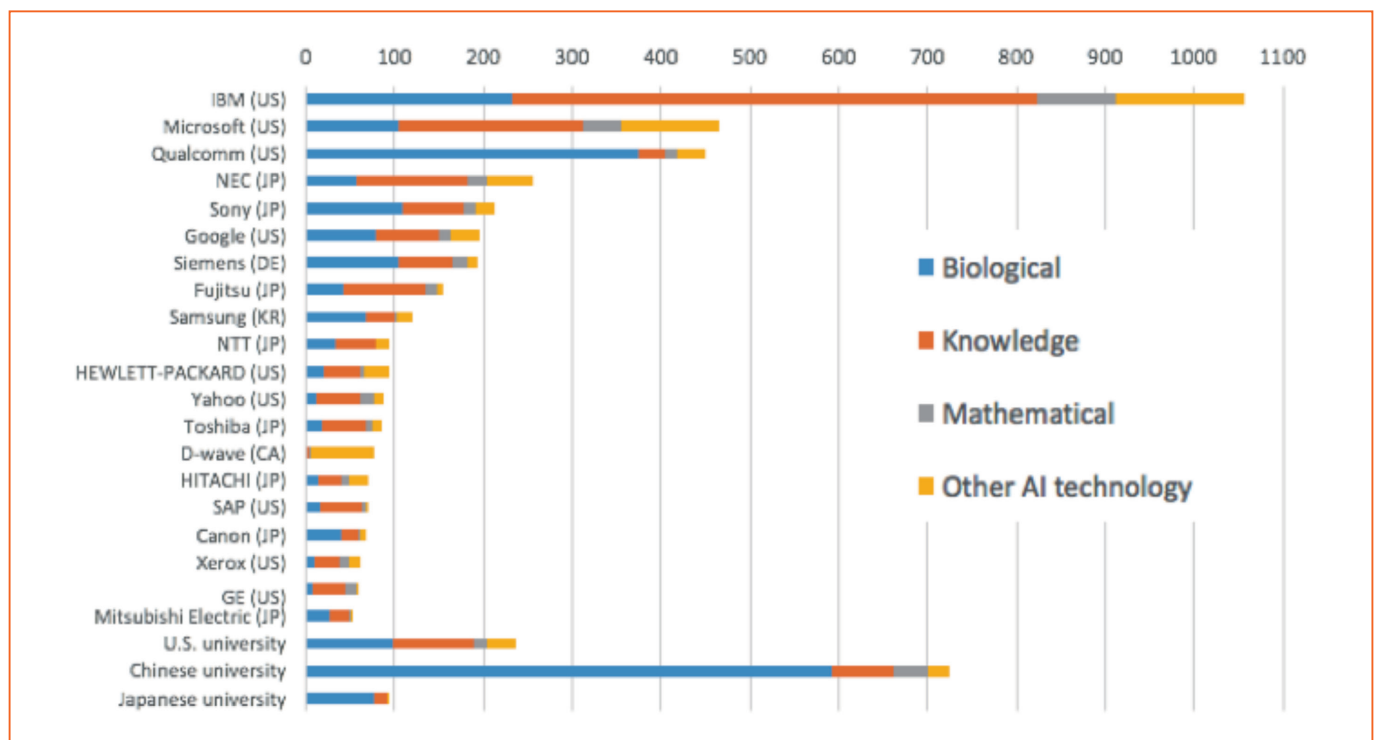
図2 国別の登録特許件数(脚注資料1からの引用)⁽³⁾

図3 AI 関連特許における出願人別のモデルタイプ別ポートフォリオ(脚注資料7からの引用)



さらに、別稿になるものの、RIETI から報告されている図1 及び図2 と同一のデータを用いた論説によれば、特許権者別に見た場合には、全体としてという評価にはなるものの中国国内の大学が多くの特許を取得していることが特徴として挙げられる。一方で、特定の中国企業が多数の特許を取得している状況とはなっておらず、企業による特許の取得が目立つ米国や日本と異なる傾向を示している（図3）

このような AI 関連特許の中から、バイオやヘルスケア分野への応用が目的と思われる出願、すなわち、バイオやヘルスケア分野と人工知能の融合技術（Healthtech）に関すると思われる出願（以下、「ヘルステック関連出願」ともい

う。）を抽出した。今回の抽出にあたっては、図4 に示すような、ヘルスケアインフォマティクスに該当することを示す IPC（G16H,G06Q50/22, G06Q50/24）又はバイオインフォマティクス等に該当することを示す IPC（G16F19/10 ～ 24 等）と、特定の計算モデルに基づくコンピュータ・システムに該当することを示す IPC（G06N）と、の両方の IPC が付与された出願を抽出した。⁽⁵⁾ また、検索の対象となる出願は、日本、米国、中国、欧州、および韓国の五大特許庁、ならびに国際事務局により、2018 年 9 月までに公開された出願とした。

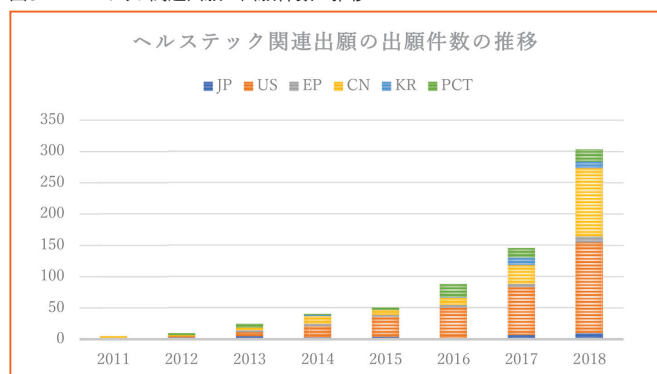
図4 検索に用いたIPC

IPC	説 明
G06N	特定の計算モデルに基づくコンピュータ・システム
G16H	ヘルスケアインフォマティクス、すなわち、医療または健康管理データの取扱いまたは処理に特に適合した情報通信技術
G06Q50/22	ヘルスケア、例、病院・社会福祉事業に適合したシステムまたは方法
G06Q50/24	患者記録管理
G06F 19/10	バイオインフォマティクス、すなわち計算分子生物学において遺伝子または蛋白質関連データの処理を行うための方法またはシステム
G06F 19/12	システムバイオロジーにおけるモデル化またはシミュレーションに関するもの、例、確率または動的モデル、遺伝子制御ネットワーク、蛋白質相互作用ネットワーク、代謝ネットワーク
G06F 19/14	進化、系統に関するもの、例、進化的に保存された領域の決定、系統樹の構築
G06F 19/16	分子構造に関するもの、例、2次元または3次元構造を含む、構造アライメント、構造または機能相関、蛋白質の折りたたみ、ドメインボロジ、構造データを用いた薬物ターゲティング
G06F 19/18	機能ゲノミクスまたはプロテオミクスに関するもの、例、遺伝子型-表現型相関、連鎖不平衡、集団遺伝学、結合領域特定、突然変異生成、遺伝子型またはゲノムのアノテーション、蛋白質間または蛋白質-核酸相互作用
G06F 19/20	ハイブリダイゼーションまたは遺伝子発現に関するもの、例、マイクロアレイ、ハイブリダイゼーションによる配列決定、正規化、プロファイリング、ノイズ修正モデル、発現比率見積もり、プローブの設計・最適化
G06F 19/22	核酸またはアミノ酸の配列比較に関するもの、例、ホモロジー検索、モチーフまたはSNP発見、配列アライメント
G06F 19/24	機械学習、データマイニングまたは生物統計学に関するもの、例、パターン検出、知識発見、ルール抽出、相関、クラスターリング、分類

その結果を図5に示す。図1又は2に示されるAI関連特許全体の件数から見れば、ヘルステック関連出願の出願件数は少ないものの、いずれの国においても2011年から出願件数の顕著な増加が認められ、ヘルステック関連出願は引き続き増加するものと考えられる。

国別の出願件数としては、図2と同様に、米国における出願が全体の約1/2を占め、中国における出願が全体の約1/4を占めており、日本における出願件数は少ない状態である。一方で、PCT出願の受理官庁の内訳としては、米国特許商標庁が最も多く36件であり、次いで日本特許庁9件、欧州特許庁6件、韓国特許庁5件、中国特許庁2件となっている。

図5 ヘルステック関連出願の出願件数の推移



第3 おわりに

図5として示すように、現時点でのヘルステック関連出願の

件数は多くはないものの、ヘルステックを利用できる製品やサービスの裾野は広く、そのような製品も徐々に実用化され始めていることから、出願件数は引き続き増加していくものと考えられる。

現在はIT企業やエレクトロニクス企業がAI関連技術の出願を牽引しているように思われるが、AIプラットフォームが広まり、AI技術がより利用しやすくなるにつれて、製薬会社などヘルステックの開発に必要とされるデータを保有する企業・機関が主体となる出願も増えることや、細胞培養などの特定のバイオ関連技術に特化した技術を保有する企業が主体となる出願が増えることが予想される。各企業が自らの強みを活かし、強固な特許網を構築するためにも、バイオ知財及びAI知財の双方の特性を兼ね備えた特許出願戦略に基づいて特許出願を行うことが重要である。

実際にヘルステック関連技術をどのように特許により保護するかという点については、今後、次号以降のNews Letterでアップデートしていく。

以上

- (1) Hidemichi Fujii and Shunsuke Managi, "Trends and Priority Shifts in Artificial Intelligence Technology Invention: A global patent analysis", Research Institute of Economy, Trade and Industry, Discussion Paper No. 17-E-066 (2017) <https://www.rieti.go.jp/jp/publications/dp/17e066.pdf>
- (2) 全ての特許出願について国際特許分類(International Patent Classification:IPCと略される)が付与されている。通常、一つの特許出願に対して複数のIPCが付与されるが、審査を行うにあたって最適な特許分類が筆頭IPCとして付与されている。
- (3) USPTOは米国特許商標庁、SIPOは中国特許庁、JPOは日本特許庁、PCTは国際出願、EPOは欧州特許庁、Otherはその他特許庁における登録特許であることを意味する。
- (4) <https://voxeu.org/article/trends-artificial-intelligence-technology-invention>
- (5) 抽出は、NRIサイバーパテントデスク2を用いて行った。
- (6) 日本におけるヘルステック関連出願の件数は、1件(2011年)、3件(2012年)、5件(2013年)、3件(2014年)、4件(2015年)、2件(2016年)、6件(2017年)、9件(2018年)となっており、徐々に増加傾向にある。

弁理士
竹内 工
(1985年生)

Tadashi Takeuchi
直通 / 03-6438-5646
MAIL / ttakeuchi@tmi.gr.jp

【主な取扱分野】
特許 / 知財訴訟・審判



【登録、所属】
日本弁理士会(JPAA)(2013)

弁理士
山田 拓
(1972年生)

Taku Yamada
直通 / 03-6438-5591
MAIL / tayamada@tmi.gr.jp

【主な取扱分野】
特許 / 知財訴訟・審判



【登録、所属】
日本弁理士会(JPAA)(2007)

食品・医薬品等の海外展開と海外表示規制への対応 ～豪州たばこプレーンパッケージ規制事件を参考に～

—— 弁護士 上野一英

第1 はじめに

2018年6月28日、ジュネーブにある世界貿易機関(WTO)のパネル判断にて、豪州におけるたばこの「プレーンパッケージ規制」は加盟国に商標権の保護を義務付けるTRIPS 協定等に整合すると判断され、インドネシア等の申立国が豪州に敗訴した。

アルコール飲料、菓子類等の食品分野、ジェネリック医薬品の分野などでは、プレーンパッケージ規制等によって、表示規制を強める各国の動向があるが、このパネル判断は、当該動向を加速させる可能性がある。TPP や日 EU・EPA の発効が来年から順次始まり、日本からの食品等の輸出が活発になることが予測されるが、食品等に関して日本独自で発展してきた法的又は自主的な表示基準と外国の基準が同じ保障はない。

本稿では、本事件を題材に、プレーンパッケージ規制の動向、日本企業が行いうる表示規制への対応等について検討する。

第2 プレーンパッケージ規制

本件のようなプレーンパッケージ規制は、2012年12月に豪州が世界で初めて導入したと言われている。この規制では、次の図のとおり、たばこのパッケージからデザイン要素が一切排除される。背景色は地味な茶褐色に統一され(図内 A)、ロゴの表示が禁止され、決められたねずみ色の小さい字体で、特定の位置にブランド名称を表示することが強制される(図内 B)。警告表示の画像(図内 C)も、政府がその内容を定め、消費者に対して企業がパッケージを用いて訴求することが困難となる(以下「本件規制」)。

図：パッケージ表面



類似するパッケージ規制については、以下のような領域で導入されたか又は導入が検討されたことがある。

実施/検討国	対 象	規制内容
インドネシア	アルコール飲料	アルコール飲料の容器に20%以上の面積でプレーンパッケージ又は写真入り警告文を付加
タ イ	アルコール飲料	アルコール飲料の容器に30%～50%の面積で写真入り警告文を付加
チ リ	食 品	脂肪、糖分、塩分が高い食品パッケージの主要部分の20%に警告表示を義務付け 商標の通りに行ったチーターのデザイン表示に対する行政罰事例がある
ブラジル	医薬品	ジェネリック品への商標の表示制限、パッケージに表示できる文字サイズ・色の制限
アルゼンチン	医薬品(処方箋)	ジェネリック品名の表示又はジェネリック品を用いない理由等の表示を義務付け

第3 プレーンパッケージ規制に対するパネルの判断

WTO 協定は、物品及びサービスに関する貿易ルールを定める 160 以上の加盟国間の条約であり、知的所有権の貿易関連の側面に関する協定 (TRIPS 協定) を含んでいる。本件申立国らは、豪州が、① TRIPS 協定 20 条等、②貿易の技術的障害に関する協定 (TBT 協定) 2.2 条等に違反すると主張した。判断は 800 ページを超えるものとなっているため、最も重要と考える点についてのみ紹介する。

1 TRIPS 協定違反

申立国らは、商標の使用が特別な要件により不当に妨げられてはならないとする TRIPS 協定 20 条に本件規制が違反すると主張した。これに対し、豪州は、本件規制が定める要件は「不当 (unjustifiable)」な「妨げ (encumbrance)」ではないと反論した。

パネルは、代表的な英英辞書も参照しつつ、「妨げ」には、軽度のものから、商標の使用自体を禁止するものも含むと解釈し、ロゴの使用を一切禁止し、字体等も制限する本件規制が特別な要件による「妨げ」に当たるとし、申立国ら寄りの判断を示した。

しかし、パネルは、申立国らは当該「妨げ」が「不当」なものであるとの立証をしていないと判断し、申立国らの主張を退けた。パネルは、TRIPS 協定 7 条等の原則的な条項を参照し、「不当」かどうかの判断は、(i) 商標権の使用への制限の程度、(ii) 制限の根拠、(iii) 当該根拠から制限を十分に説明可能かどうか等を総合考慮し、個別具体的な事例ごとに判断すべきだと解釈した。その上で、本件規制は、公衆衛生の観点から導入されたものであることを認定し、規制根拠との関係で商標使用の制限の合理性に肯定的な判断を示した。

特に、パネルは規制根拠が「たばこの規制に関する世界

保健機関枠組条約」(FTCT) 及びそのガイドラインに沿っていることを挙げており、WTO とは異なる国際的なフォーラムで合意された国際枠組みが WTO 協定整合性の判断に影響を与えるとしている点が注目される。

❷ TBT 協定違反

TBT 協定 2.2 条は、物品の規格は正当な目的の達成のために必要である以上に貿易制限的であってはならないとしている。申立国らは、本件規制によるロゴの使用禁止等が正当な目的達成のために必要以上に貿易制限的であり、TBT 協定 2.2 条に違反すると主張した。これに対し、豪州は、本件規制は、プレーンパッケージを定める FTCT11 条等の国際的な強制規格に適合するため、不必要な貿易障害ではないと推定される(同 2.5 条)などと主張し、規制の必要性を強調した。

パネルは、任意にプレーンパッケージ規制を推奨するに留まる FTCT11 条等は、そもそも「強制規格」を定めたものではないとして、推定規定の範囲外であるとした。このように推定規定が適用されない前提で本件を検討した結果、パネルは、課税強化等の他の手段では、公衆衛生という目的を豪州の志向する程度まで実現することはできないと判断し、本件規制が必要以上に貿易制限的であるとする申立国らの主張を認めなかった。

以上より、パネルは、申立国らの申立てをすべて棄却した。

第4 今後の動向と企業の対応法

2012 年に導入された豪州たばこプレーンパッケージ規制に関する紛争は、WTO における国家間紛争の形だけでなく、規制対象企業によって国内裁判および投資協定上の投資仲裁の形で提訴されており、その間、各国が訴訟リスクを考慮して各種表示規制導入を自粛していたとも言われている。しかし、今回の WTO パネル判断で、各フォーラムで豪州政府の勝訴判断がほぼ出そろったといえる。規制する側が感じていた「萎縮的效果」は弱まった。そこで、これまで自粛されていた前記アルコール飲料、食品(いわゆるジャンクフード、子供用の食品)、医薬品などへの規制動向が注目される。⁽³⁾ 食品や製薬会社などにおいては、今後活発化する各国の表示規制の動向を調査しておく必要がある。

調査の結果、ビジネス上支障がある規制が判明したときは、それを守遵する体制を作る必要がある。加えて、そもそも日本の製品に合わない規制である場合も十分にありうるため、WHO をはじめとする各関係フォーラムにおいて、個社又は業界団体を通じて、そのような規制の不当性を説明し、あるべきルールを提言する必要がある。なぜならば、

パネル判断で見たとおり、一度各フォーラムで国際的な共通意見が形成された場合には、仮に事後的に WTO 等で争っても、商標使用制限の「不当」性や貿易制限の「必要」性の判断を覆せない可能性が高いからである。

以上のとおり、企業のグローバルなブランド戦略の中には、商標使用すら制限される規制への対応を考慮しておく必要があるように思われる。

以上

- (1) ジェトロ・ウェブサイト「ビジネス短信」2016年6月29日号、World Trademark Review・ウェブサイト2018年6月28日付けの記事、Nuno Pires de Carvalho "The TRIPS Regime of Trademarks and Designs", Third Edition, Wolters Kluwer, p.341~353
- (2) TRIPS協定20条は、商標の節の中で唯一、先進国と開発途上国との間で政治的に厳しい対立が見られた箇所である(尾島明「逐条解説TRIPS協定」1999年、日本機械輸出組合、92-93頁)
- (3) 本件申立国はWTO上級委員会(最終審)に上訴をしているが、上級委員会委員の指名が米国等の不同意により滞っているため、当分の間は上訴の審理が期待できない状況にある。

弁護士
上野一英
(1982年生)

Kazuhide Ueno
直通 / 03-6438-5379
MAIL / kueno@tmi.gr.jp



【主な取扱分野】

国際通商業務 / アライアンス / コーポレートガバナンス / 起業・株式公開支援 / 商事関連訴訟 / 国際訴訟・仲裁・調停・ADR / カルテル・談合 / 国際カルテル / 私的独占・不正な取引方法 / 企業結合 / アジア / その他国際法務

【登録、所属】

東京弁護士会(2008) / ICC通商・投資政策委員会メンバー(2017)

改正健康増進法(受動喫煙の防止措置)について

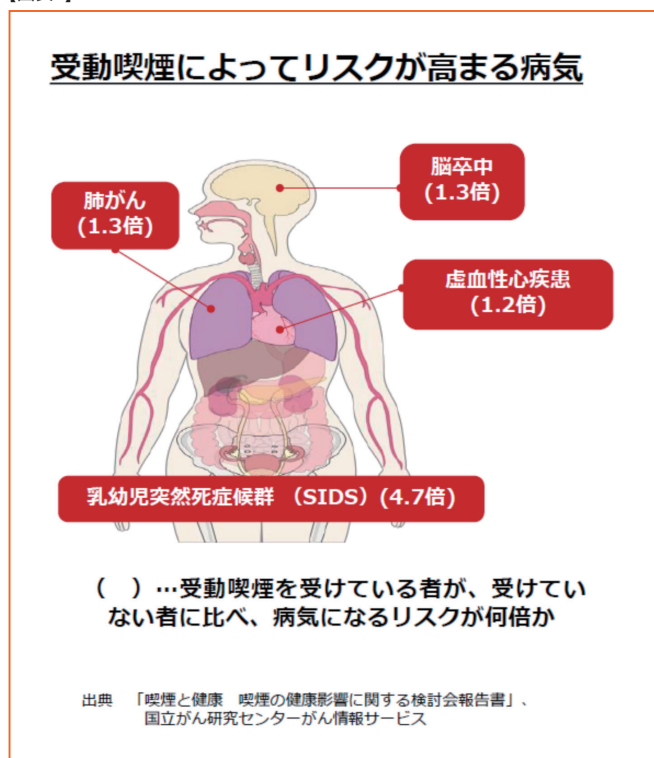
—— 弁護士 野間敬和

本稿は、第 196 回通常国会で成立・公布された、改正健康増進法に基づく受動喫煙の防止措置につき概説するものである。改正健康増進法は、小規模な飲食提供施設について経過措置による一部適用除外を設けたものの、多数の者が利用する施設について、原則として禁煙とする措置等を定めた。

第1 受動喫煙による健康被害

受動喫煙とは、他人の喫煙によってたばこから発生した煙にさらされることをいう（改正法 28 条 3 号⁽¹⁾）。喫煙の健康影響に関する検討会編「喫煙と健康 喫煙の健康影響に関する検討会報告書（平成 28 年 8 月）」によれば、受動喫煙によってリスクが高まる病気には、肺がん、虚血性心疾患、脳卒中、乳幼児突然死症候群（SIDS）があるとされ、受動喫煙がなければ、年間 15,000 人がこれらの疾患で死亡せずに済んだと推計されている（図表 1 参照）。

【図表 1】⁽²⁾



第2 改正健康増進法

改正健康増進法は、望まない受動喫煙の防止を図るため、

多数の者が利用する施設等の区分に応じ、一定の場所を除き喫煙を禁止するとともに、当該施設等の管理について権限を有する者が講ずべき措置等について定めた。改正法は、①「望まない受動喫煙」をなくす、②受動喫煙による健康への影響が大きい子ども・患者等に特に配慮する、③施設の類型・場所ごとに対策を実施することを基本的な内容としている。

このうち、①は、屋内において、受動喫煙にさらされることを望まない者が、そのような状況に置かれることがないことを基本としている。②は、子供など 20 歳未満の者、患者等が受動喫煙による健康への影響が大きいことを理由としている。③は、「望まない受動喫煙」をなくすという観点から、施設の類型・場所ごとに、主たる利用者の違いや、受動喫煙が他人に与える健康影響の程度に応じ、禁煙措置や喫煙場所の特定を行うとともに、掲示の義務付けなどの対策を講じている。

第3 多数の者が利用する施設等における喫煙の禁止等

改正健康増進法は、多数の者が利用する施設等につき、その類型に応じて、一定の場所以外の場所における喫煙を禁止した。まず、学校・病院・児童福祉施設等及び行政機関、旅客運送事業自動車・航空機等において喫煙が禁止されたが、屋外で、かつ、受動喫煙を防止するために必要な措置が取られた場所（特定屋外喫煙場所という。）を喫煙場所とすることは認められるとされた。但し、旅客運送事業自動車・航空機等は、屋外においてそのような場所を設置することは不可能なため、例外なく禁煙となる。

次に、上記以外の多数の者が利用する施設（事務所、飲食店等）、旅客運送事業船舶・鉄道についても、原則として禁煙とされた。但し、当該施設においての喫煙専用室を設置することは認められる（図表 2）。喫煙専用室とは、当該施設の屋内又は内部の場所の一部の場所であって、構造及び設備がその室外の場所へのたばこの煙の流出を防止するための基準として、厚生労働省令で定める技術的基準に適合した室をいう（改正法 33 条 1 項、図表 3 参照）。これら施設に喫煙専用室を設置した場合、施設の管理権限者等は、当該施設の主要な出入口及び喫煙専用室の出入口に、喫煙が可能である標識を掲示する等の義務を負う。また、当該施設の管理権限者等は、喫煙専用室に 20 歳未満の者を立ち入らせることが禁止される（改正法 33 条 5 項）。

なお、上記各施設等の管理権限者等は、喫煙禁止場所にもつぱら喫煙の用に供させるための器具又は設備を喫煙の用に供することができる状態で設置することが禁止され

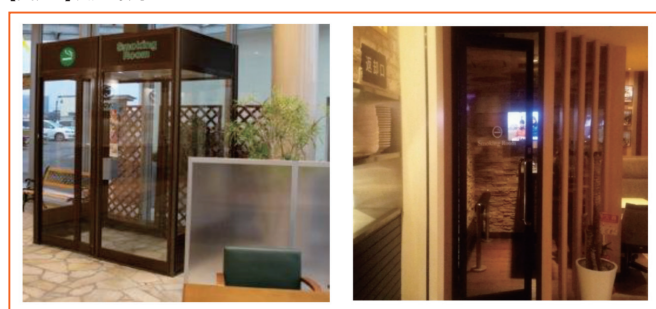
る。このことから、喫煙禁止場所において灰皿やライター等の設置が禁止される。また、これら管理権限者等は、喫煙禁止場所において、喫煙をし、又は喫煙をしようとしている者に対して、喫煙の中止又は当該喫煙禁止場所からの退去を求めるよう努めるとされている（改正法 30 条）。

【図表2】改正法における喫煙の禁止措置⁽³⁾

A 学校・病院・児童福祉施設等、行政機関 旅客運送事業自動車・航空機	禁煙(敷地内禁煙(※1))
B 上記以外の多数の者が利用する施設、 旅客運送事業船舶・鉄道	原則屋内禁煙 (喫煙専用室(喫煙のみ)内で のみ喫煙可)
飲食店	

※1 特定屋外喫煙場所を設置することができる。

【図表3】喫煙専用室のイメージ⁽⁴⁾



第4 既存飲食店に対する猶予措置

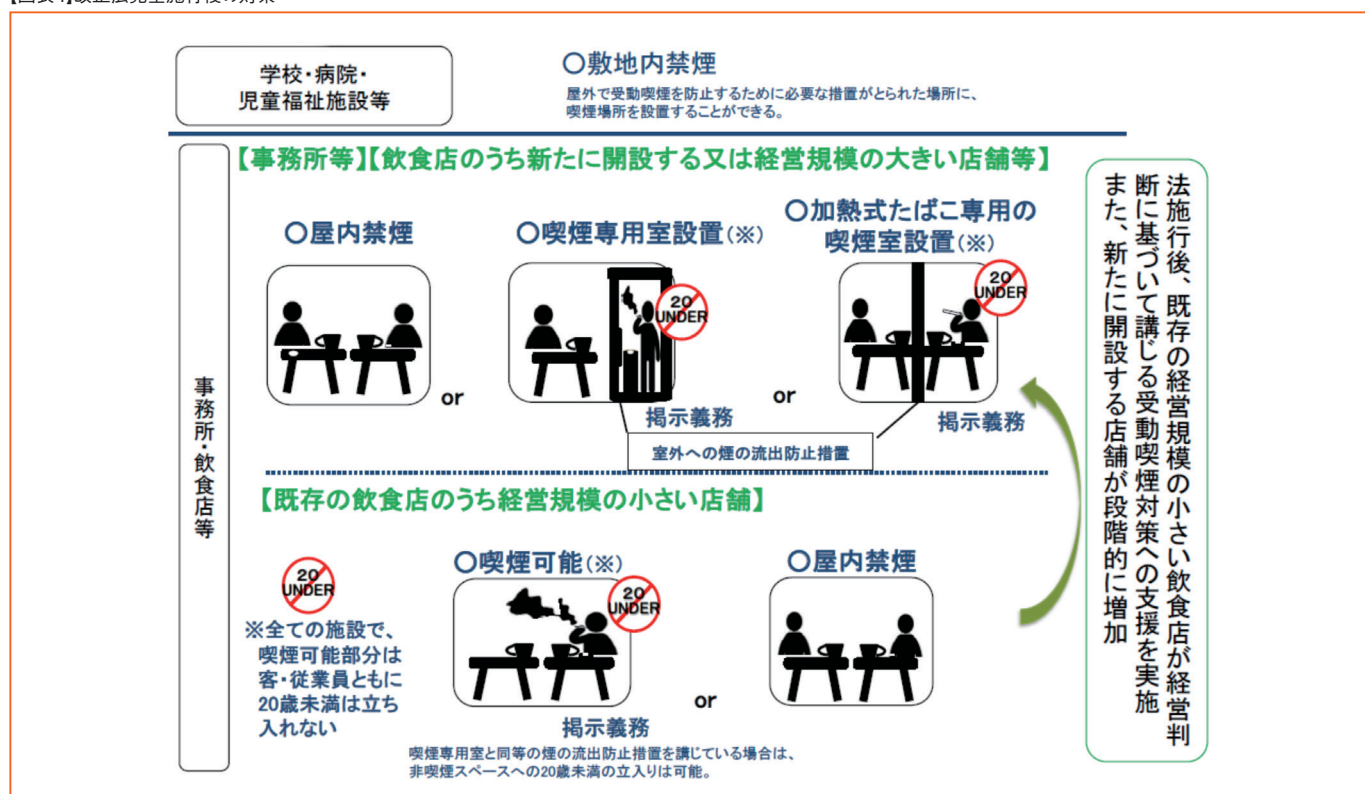
改正健康増進法は、既存の飲食店のうち経営規模が小さ

い事業者が運営するものについては、喫煙専用室の設置等に対する負担に鑑み、施設内での禁煙措置の適用を猶予している（改正附則 2 条）。この猶予措置が認められるのは、既存の飲食店のみであって、改正法施行後に新規に設置される飲食店には適用されない（図表 4）。また、この猶予措置は恒久的なものではなく、別途法律で定める日までの経過措置とされている。

喫煙禁止措置が猶予される小規模の飲食店（喫煙可能室設置施設という。）に該当するためには、①既存店舗の運営事業者の資本金が 5,000 万円以下であり、かつ、②店舗の客席面積が 100㎡以下である必要がある。このうち、①の資本金要件については、1 社の大規模会社が当該運営事業者の株式等の過半数を有する場合や、大規模会社が当該運営会社の株式等の 2 / 3 以上を有する場合は該当しない。また、既存の店舗につき、改正法施行後に何らかの状況の変更があった場合に当該店舗が引続き「既存の店舗」に該当するかは、(a) 事業の継続性、(b) 経営主体の同一性、(c) 店舗の同一性等を踏まえて総合的に判断するとされている。

また、小規模飲食店の猶予措置を受けるためには、当該喫煙可能室設置施設において、喫煙可能室設置施設である旨の標識を設置することや、喫煙可能室設置施設に該当することを証する書類として厚生労働省令で定める書類の備置が求められる。また、当該喫煙可能室設置施設の営業について広告又は宣伝を行う場合には、当該施設が喫煙可能

【図表4】改正法完全施行後の対策⁽⁵⁾



室設置施設である旨を明らかにする必要がある。

第5 加熱式たばこに関する猶予措置

加熱式タバコは、「指定たばこ」すなわち、当該たばこから発生した煙が他人の健康を損なうおそれがあることが明らかでないたばことして、厚生労働大臣が指定されるもの（改正附則3条）と整理された。指定たばこについては、改正法の公布の際における指定たばこによる受動喫煙が人の健康に及ぼす影響に関する明確な科学的知見がないことに鑑み、当分の間、指定たばこ専用の喫煙室を設置し、同室において指定たばこの喫煙を認める措置が定められている（当該施設を、「指定たばこ専用喫煙室設置施設等」という）。指定たばこに関する猶予措置は、多数の者が利用する施設（事務所、飲食店等）及び旅客運送事業船舶・鉄道において適用があるが、学校・病院・児童福祉施設等、行政機関及び旅客運送事業自動車・航空機等においては適用されない（図表4）。

指定たばこに関する猶予措置を受ける場合、当該施設が、指定たばこ専用喫煙室設置施設等である旨の標識を設置する必要がある。また、当該指定たばこ専用喫煙室設置施設等の営業について広告又は宣伝を行う場合には、当該施設等が指定たばこ専用喫煙室設置施設等である旨を明らかにする必要がある。

第6 施行日等

改正健康増進法は、学校・病院・児童福祉施設等及び行政機関等の施設に対しては、公布後1年6か月以内に政令で定める日から施行される。また、それ以外の施設等への適用を含め、平成32年4月1日から全面施行される（図表5）。

【図表5】施行スケジュール⁽⁶⁾

2018 年	2019 年 夏頃 9月（ラグビーW杯）	2020 年 4月 7月（東京オリパラ）
一部施行①(国及び地方公共団体の責務等) (公布後6ヶ月以内で政令で定める日) 事前周知 一部施行②(学校・病院・児童福祉施設等、行政機関) (公布後1年6ヶ月以内で政令で定める日) 必要に応じて、喫煙専用室の工事等の準備 全面施行(上記以外の施設等) 2020年4月1日		

なお、予算措置として、飲食店等における中小企業の事業主等が、受動喫煙対策として一定の基準を満たす喫煙専用室等を整備する際、その費用の助成を行うことが予定さ

れている。また、税制措置として、中小企業等が経営改善設備を取得した場合の特別償却又は税額控除制度について、飲食店等において設置する受動喫煙の防止のための喫煙専用室に係る器具備品及び建物附属設備がその対象となることを明確化するとされている。

以上

- (1) 改正健康増進法は、数次に亘って施行され、施行の段階によって条文の番号が変更される。本稿は、最終施行時(2020年4月1日)における条文の番号による。
- (2) 厚生労働省の立法資料より<<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000338604.pdf>>
- (3) 厚生労働省の立法資料より<<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000189195.html>>
- (4) 前掲注2
- (5) 前掲注3
- (6) 前掲注3

弁護士
野間敬和

(1970年生)

Yoshikazu Noma
直通 / 03-6438-5618
MAIL / ynoma@tmi.gr.jp



【主な取扱分野】

一般企業法務 / コーポレート・ファイナンス / ストラクチャード・ファイナンス / プロジェクト・ファイナンス / 証券化・流動化・REIT / デリバティブ / 民事再生・会社更生 / 不動産投資

【登録、所属】

東京弁護士会(2004) / ニューヨーク州(2004)

情報銀行を巡るルールと法的留意点

—— 弁護士 野呂悠登

第1 はじめに

本稿は、情報銀行を巡るルールの策定状況と、情報銀行に関するビジネスを行う際の法律上及び契約上の留意点について解説するものである。

第2 情報銀行の概念

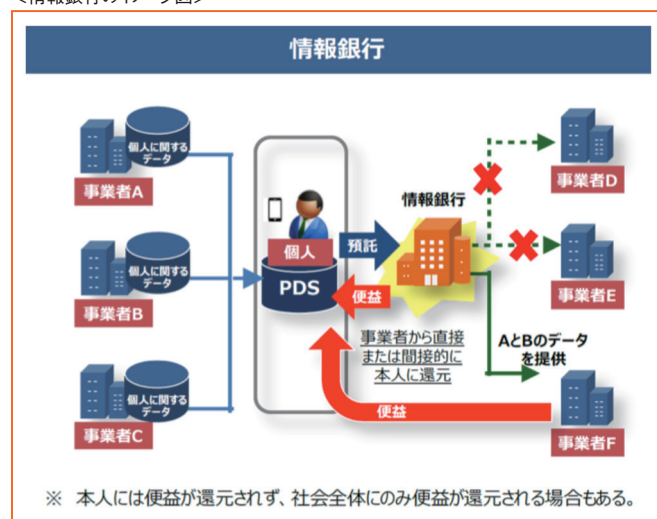
Ⅰ 情報銀行とは

情報銀行とは、個人とのデータ活用に関する契約等に基づき、システムを活用して個人のデータを管理するとともに、個人の指示又は予め指定した条件に基づき個人に代わり妥当性を判断の上、データを第三者に提供する事業をいう。⁽¹⁾

パーソナルデータを含めた多種多様かつ大量のデータの円滑な流通を実現するため、個人の関与の下でデータ流通・活用を進める仕組みについて、様々なものが政府において検討されてきた。情報銀行は、そのように政府において検討がされてきた制度の一つである。

実際に個人データの第三者提供という形でデータの利活用が行われる場合、利活用を行う企業においてのみその利益が享受され、本人にその利益が還元されることは必ずしも多くない。一方、情報銀行においては、データの利活用による便益が第三者提供先から直接的又は間接的に本人に還元されることが想定されているという点で、これまでのビジネスモデルとの違いがある。

<情報銀行のイメージ図>⁽²⁾



Ⅱ PDS・情報銀行・データ取引市場の違い

情報銀行と同様に議論されているデータ流通の仕組みとして、PDSとデータ取引市場がある。

PDSとは、他者保有データの集約を含め、個人が自らの意思で自らのデータを蓄積・管理するための仕組み（システム）であって、第三者への提供に係る制御機能（移管を含む）を有するものをいう。⁽³⁾ 情報銀行との違いは、情報銀行は、包括的な指示の下で委託先に第三者提供を判断してもらうのに対し、PDSは、本人が個別に第三者提供を判断するという点にある。

データ取引市場とは、データ保有者と当該データの活用を希望する者を仲介し、売買等による取引を可能とする仕組み（市場）をいう。⁽⁴⁾ 情報銀行との違いは、情報銀行は、自らが個人データの第三者提供の主体になるのに対し、データ取引市場は、あくまでデータの取引を行わせる市場なので、自らが第三者提供の主体とはならないということにある。

第3 認定指針

Ⅰ 認定指針の策定に至るまで

「情報信託機能の認定に係る指針 ver1.0」（以下「認定指針」という。）の策定に至る検討は、まず「AI、IoT時代におけるデータ活用ワーキンググループ」において本格的に行われた。その中間とりまとめでは、「実証の結果等を見ながら、実態にあわせた法制度整備を検討していくことが必要である。」とされつつも、「関係者による取り組みの参考となるよう、分野横断的かつ基本的な課題、推奨ルール等を提示することが有効と考えられる。」とされていた。⁽⁵⁾

その後、情報通信審議会の中間答申では、「一定の要件を満たした者を社会的に認知するため、民間の団体等によるルールの下、任意の認定制度が実施されることが望ましい」とし、「2017年中に、産学が連携して推進体制を整備し、先に示した任意の認定制度やルールの在り方について検討」とした。

その後、「情報信託機能の認定スキームの在り方に関する検討会」において認定指針について検討が行われ、2018年6月26日に認定指針が公表されるに至った。

Ⅱ 認定指針の建付け

認定指針は、情報銀行に対する民間の団体等による任意の認定の仕組みを構築する際の参考となる情報を提供するものである。

認定指針の建付けとして重要なのは、一つは、「認定」があくまで任意のものであるという点である（認定指針5頁）。したがって、「認定」の有無は、消費者が安心してサービス

を利用するための判断基準にはなるが、「認定」がないからといって違法の問題は生じない。

もう一つ重要なのは、①事業者が本人の指示等に基づき、本人に代わり第三者提供の妥当性を判断するサービス（＝情報銀行）だけではなく、②本人が個別に第三者提供の可否を判断するサービス（＝PDS）も認定指針の対象に含むという点である（認定指針 5 頁）。もっとも、すべての PDS が認定指針の対象になるのではなく、PDS のうち、事業者が第三者提供の可否について比較的大きな役割を果たす（責任を持つ）ものに限り、対象に含まれるとされている（認定指針 5 頁）。

③ 認定指針の内容

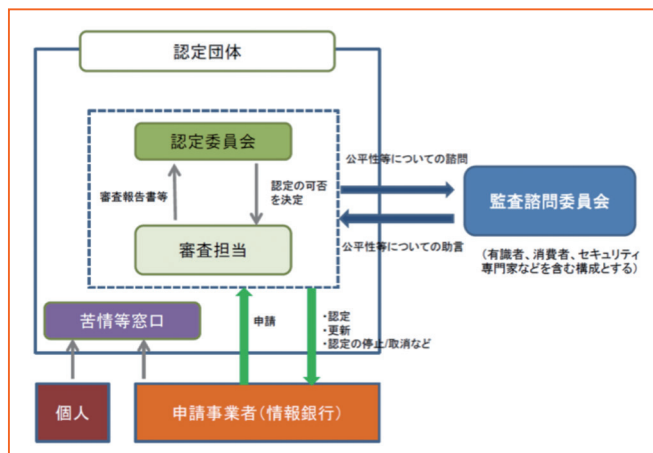
認定指針は、①「認定基準」、②「モデル約款の記載事項」、③「認定スキーム」から成っており、認定を行う団体は、上記①～③の内容を踏まえ、認定制度を構築・運用することが求められている。

①の「認定基準」としては、1) 事業者の適格性、2) 情報セキュリティ等、3) ガバナンス体制及び 4) 事業内容の大項目の中に、それぞれ小項目として具体的な基準が定められている（認定指針 10 ～ 17 頁）。

②の「モデル約款の記載事項」としては、「1 個人と情報銀行の間」、「2 情報銀行と情報提供元との間」及び「3 情報銀行と情報提供先との間」の契約について、それぞれ認定団体がモデル約款を作成する際に参考とすべき記載事項が定められている（認定指針 22 ～ 25 頁）。

③の「認定スキーム」としては、以下のスキームが想定されている（認定指針 28 頁）。

<認定団体の運用スキーム>



第4 法的留意点

Ⅰ 法律上の留意点

法律上の留意点としては、以下の点が挙げられる。

(1) 個人情報保護法

情報銀行のビジネスを行う際には、個人情報保護法における個人データの第三者提供を行うことになるため、あらかじめ本人の同意を得なければならない（同法第 23 条第 1 項）。特に、情報信託機能においては、「個人の指示又は予め指定した条件」に基づき、第三者提供の妥当性を判断することとなるため、このような包括的な同意が個人情報保護法上有効なのかが問題となる。今後、有効な同意とされるためには、どの程度まで第三者提供の条件を具体化することが求められるかが重要な問題であるが、第三者提供先の業種や利用目的の内容、匿名化の有無等によって、第三者提供の条件を具体化し、有効な同意とすることが考えられる。

(2) 銀行法及び信託業法

銀行法においては「銀行」であることを示す文字（銀行法第 6 条第 2 項）、信託業法においては「信託会社」とであると誤認されるおそれのある文字（信託業法第 14 条第 2 項）について名称独占があるため、情報銀行に関するサービスを行う企業の名称又は商号に「銀行」や「信託会社」という文言を用いた場合、これらの規制に違反する可能性がある⁽⁸⁾。

(3) 消費者契約法

情報銀行のビジネスを行う事業者と本人との間の契約で免責条項を定めることが想定されるが、債務不履行又は不法行為によって発生した責任の全部を免除する条項と、故意又は重過失がある場合にこれらの責任の一部を免除する条項については、無効となる（消費者契約法第 8 条第 1 項第 1 号～第 4 号）。なお、平成 30 年改正により、事業者に責任の有無又は限度を決定する権限を付与する条項も無効とされることになったので、注意が必要である（平成 31 年 6 月 15 日施行）。

(4) 民法

民法の平成 29 年改正により、定型約款の合意（第 548 条の 2）、定型約款の内容の表示（第 548 条の 3）、定型約款の内容の変更（第 548 条の 4）、について定められたので、注意が必要である（平成 32 年 4 月 1 日施行）。

2 契約上の留意点

情報銀行のビジネスを行う事業者は、(1) 情報銀行に対してデータを提供する個人との間の「利用規約・プライバシーポリシー」、(2) 情報銀行がデータを提供する事業者との間の「データ提供契約」を作成することになるが、これらを作成するに当たっては、以下の点に留意することが重要

になる（なお、情報銀行に対してデータを提供する事業者との間のデータ提供契約も想定されるが、紙幅の都合上割愛する。）。

(1) 利用規約・プライバシーポリシー

①個人情報の取扱い

情報銀行のビジネスを行う事業者が個人情報保護法に違反しないようにするため、個人情報の取扱いについて本人から同意を得るなどして、同法の義務に対応する必要がある。

②不正利用への対応

情報銀行のビジネスを行う事業者が本人からデータを収集する際に、不正利用が行われた場合（例えば、なりすましや不正な情報入力が行われた場合）には、法違反が発生したり、データの信頼性を低下したりするので、不正利用ができないような仕組みを定めておくべきである。

③損害賠償責任の限定

個人情報の漏えいやシステム障害が発生した場合に、情報銀行のビジネスを行う事業者が多額の損害賠償責任を負ってしまわないように、消費者契約法と改正民法において許される限度で損害賠償責任の限定を定めておくべきである。

(2) データ提供契約

①データの利用権限

データの提供先において制約なくデータを利用することができる場合（例えば、再度提供することが許容されている場合）には、情報銀行のビジネスを行う事業者の利益が害される可能性がある

ので、データの提供先における利用権限を明確に定めておくべきである。

②損害賠償責任の責任の分担

情報銀行のビジネスを行う事業者が漏えいや不正利用が発生した場合に多額の損害賠償責任を負ってしまわないように、データの提供先との責任分担を明確に定めておくべきである。

以上

- (1) データ流通環境整備検討会「AI、IoT時代におけるデータ活用ワーキンググループ 中間とりまとめ」(平成29年2月)(以下「中間とりまとめ」という。)9頁。
- (2) 前掲注(1)「中間とりまとめ」9頁。
- (3) 前掲注(1)「中間とりまとめ」9頁。
- (4) 前掲注(1)「中間とりまとめ」9頁。
- (5) 前掲注(1)「中間とりまとめ」9頁。
- (6) 情報通信審議会「『IoT／ビッグデータ時代に向けた新たな情報通信政策の在り方』第四次中間答申」平成27年9月25日付け諮問第23号(平成29年7月20日)
- (7) 情報通信審議会 情報通信政策部会 IoT政策委員会 基本戦略ワーキンググループ「データ取引市場等サブワーキンググループ 取りまとめ」6頁。
- (8) 企業の名称又は商号ではなく、サービス名にのみ「銀行」や「信託会社」という文言を用いる場合、必ずしも銀行法第6条第2項や信託業法第14条第2項に違反するものではないと考えられる。しかし、これらの規定は、サービス名にのみ「銀行」や「信託会社」という文言を用いる場合を完全に排除しているとは言い切れないため、保守的に考えれば、情報銀行のサービスを行う事業者においては、これらの文言を避けるのが望ましい。

弁護士
野呂悠登
(1989年生)

Yuto Noro
直通 / 03-6438-4504
MAIL / ynororo@tmi.gr.jp



【主な取扱分野】

消費者関連法 / 著作権 / 特許 / 商標 / IT・通信 / 商事
関連訴訟 / 知財訴訟・審判 / 国際訴訟・仲裁・調停・ADR /
消費者対応 / その他国際法務

【登録、所属】

第一東京弁護士会(2014)

部分意匠制度の活用—第5回 Apple v. Samsung事件に見る米 国の意匠特許侵害に基づく損害 賠償請求

—— 弁護士 佐藤力哉
—— 弁理士 林 美和
—— 弁理士 西ヶ久保公二

第1 はじめに

前号では、部分意匠の意匠権侵害における損害賠償請求に関する日本での裁判例を紹介した。本稿では、米国にお

ける、Apple Inc.（以下「Apple 社」という。）と Samsung Electronics Co., Ltd.（以下「Samsung 社」という。）との訴訟を概括するとともに、米国におけるデザインパテント（意匠特許⁽¹⁾）の損害賠償請求規定等を紹介する。

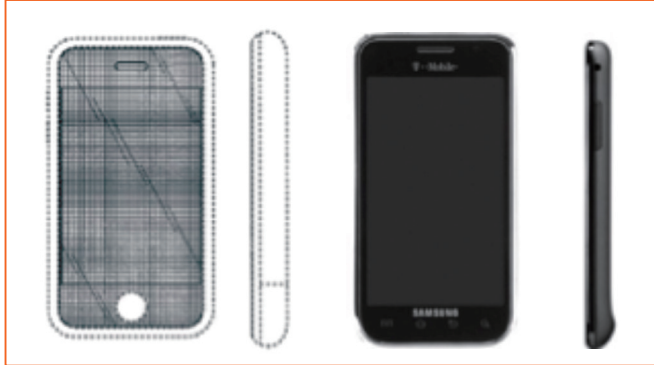
第2 事件の経緯

2011年から7年続いたApple社とSamsung社との意匠特許権等の侵害等をめぐる訴訟は、最高裁の差戻しを受けた地裁が、Samsung社に対してApple社への約5億3900万ドルの支払いを命じる評決を下した翌月、和解という形で、終結した。まずは、7年にわたる裁判の経緯を以下のとおり概括する。

■ 2011 年 4 月－ Apple 社が Samsung 社を提訴

2011 年 4 月、Apple 社は、Samsung 社が同社の iPhone 及び iPad を「猿まね的に」模倣しているとして、3 件の特許権、4 件の意匠特許権、2 件のトレードドレスを根拠として、カリフォルニア州北部地区連邦裁判所（以下「地裁」という。）に訴訟を提起した。訴訟の根拠となった Apple 社の意匠特許権及び訴えの対象とされた Samsung 社製品は以下のとおりである。

① Apple 社意匠特許 D618,677 (左) v. Samsung 社 Galaxy S 4G (右)



Apple 社の上記意匠特許は、正面ガラス部分のみをクレームしたものであり、表面は黒色であることが特定されている。

② Apple 社意匠特許 D593,087 (左) v. Samsung 社 Galaxy Infuse 4G (右)



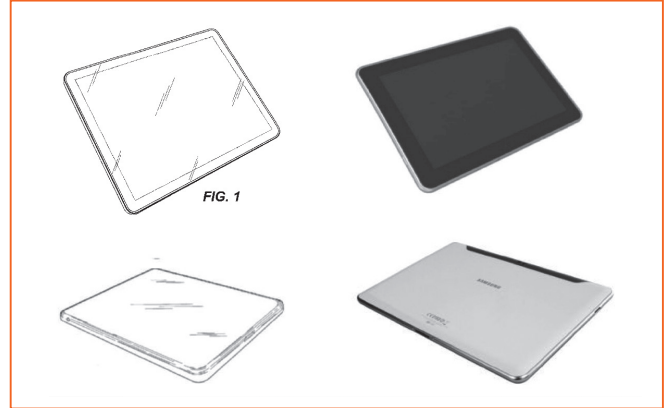
上記 Apple 社意匠特許は、正面側の斜面状に形成される枠のみをクレームした意匠である。

③ Apple 社意匠特許 D604,305



上記意匠特許は、アイコン部分（グラフィカルユーザーインターフェース）をクレームしたものである。

④ Apple 社意匠特許 No. D504,889 (左) v. Samsung 社 The Galaxy Tab (右)



上記 Apple 社意匠特許は、画面部分を破線としてディスプレイをクレームした意匠である。

■ 2012 年－ Samsung 社による侵害が認定され、約 9 億ドルの賠償が認められる

2012 年 8 月、地裁の陪審は、Samsung 社による Apple 社の特許権 3 件、意匠特許権 4 件のうち D504,889 を除く 3 件及びトレードドレス 2 件について侵害を認定し、10.5 億ドルの損害を認めた。しかしながら、その後、特許権に関する損害額の算定時に「陪審によるミス」があったとして、同年 12 月、損害賠償額を約 9 億ドルに減額する評決がなされた。その内訳は、特許権によるものが 1 億 3500 万ドル、意匠特許権によるものが約 3 億 9000 万ドル、トレードドレスによるものが約 3 億 7500 万ドルであった。

■ 2015 年－控訴審

上記地裁判決に対し、Samsung 社は連邦巡回控訴裁判所（CAFC）に控訴した。

CAFC は、2015 年 5 月、トレードドレスについての侵害は破棄し、損害賠償額を約 4 億ドルに減額したが、特許権 3 件及び意匠特許権 3 件の侵害については地裁の判決を支持した。⁽³⁾

そこで、Samsung 社は、CAFC の判決のうち、意匠特許の損害額の算定に関する部分を不服として、最高裁判所へ上訴した。

■ 2016 年 12 月 6 日－最高裁による差し戻し判決

最高裁では、CAFC 判決を地裁へ差し戻すべきとの米国司法省による法廷助書も提出され、CAFC の判断を破棄し、事件を地裁に差し戻す決定がなされた。⁽⁴⁾

■ 2018 年 5 月－地裁における差し戻し審

差し戻しを受けた地裁は、Samsung 社が Apple 社の特許権 2 件、意匠特許権 3 件を侵害したことによって支払うべき損害賠償額を約 5 億 3860 万ドルと算定し、Samsung に

対して支払いを命じた。内訳は、特許権侵害に対する損害額が約 530 万ドル、意匠特許権侵害に対する損害額は約 5 億 3330 万ドルであった。

⑥ 2018 年 6 月 27 日一和解

2018 年 6 月 27 日、Apple 社と Samsung 社との間で和解が成立した。和解条件は開示されていない。

第3 米国特許法における損害賠償規定と最高裁での争点

この事件の大きな特徴は、侵害論よりも損害論、特に意匠特許権における、部分意匠の損害額について、法律の解釈が争われ、最高裁の判断が下された点等にある。そこで、以下では、訴訟の対象になった Apple 社の意匠特許権について、どのような規定との関係が問題となったのかを説明する。

① 米国特許法における損害賠償額の算定

米国特許法における損害賠償額の算定については、284 条⁽⁵⁾において、「侵害を補償するのに十分な損害賠償」と規定され、当該賠償は如何なる場合も侵害者が行った発明の使用に対する合理的ロイヤリティ以上でなければならないと規定されている⁽⁶⁾。さらに、意匠特許権については 289 条において「意匠特許の侵害に対する追加の救済」として侵害者の利益を意匠特許損害額とする旨規定されている。そして、この 289 条は、侵害の単位を、「製造物品」(article of manufacture)と規定している。

本事件で、CAFC は、289 条は、登録された意匠に係る製造物品からの全利益を与えられることを明示的に認めている、とした。すなわち、CAFC は、「製造物品」を、侵害部分や侵害部品ではなく、最終製品全体であると解釈して損害額を算定した。つまり、CAFC は、本件意匠特許 3 件のいずれもが製品の一部のみがクレームされた意匠であるのにも関わらず、その最終製品全体についての侵害者利益をもとに損害額を認めたのである。

これに対して最高裁は、289 条の「製造物品」は、これを最終製品全体のみを指すと解釈すべきではなく、最終製品全体 (the end product sold to the consumer) と製品の構成要素 (component) の両方の意味を含んでいるとし、本件における「製造物品」が何であるかを特定する必要があるとした。そこで、「製造物品」を最終製品全体に限定して解釈した CAFC 判決を破棄し事件を地裁に差し戻した。

② 差し戻された地裁の判断

Apple 社と Samsung 社は和解により事件を終結させたため、差し戻し審における損害額の具体的な算定内容は明らかになっていない。ただし、地裁は、最高裁の求めた「製

造物品」の特定について、4 つの判断基準 (4-part test) に基づいて決定されるとし、次の基準を示している。そして、地裁の陪審は、この基準に基づいて上述の損害額 (5 億 3860 万ドル) を認定したとされている。

[4 つの判断基準 (a 4-part test)]

- ① 意匠特許のクレーム範囲
- ② 製品全体における意匠特許の顕著性
- ③ 意匠特許は概念的に製品全体から区別されるか
- ④ 意匠特許は使用者または販売者が侵害製品全体から物理的に分離できる構成に係るものか

第4 まとめ

Apple 社の意匠特許 3 件は、いずれも物品全体に対するものではなく、構成要素を部分的にクレームしたいわゆる部分意匠であったところ、CAFC は物品全体に応じた利益を損害としたのに対して、最高裁は、部分に応じた利益を検討すべき旨判示したものとイえる。したがって、最高裁から事件を差し戻された地裁においては、損害額は CAFC の認定した額よりも低くなるであろうと予想された。

しかしながら、地裁の評決では、損害額はむしろ高額になった。上述のとおり、本事件は和解により終結したため、差し戻し審における損害額の算定内容は明らかになっていないものの、全体意匠であることや部分意匠であることそれ自体が直接損害額を左右するものではなく、部分意匠であっても、その部分の価値、全体に与える影響などによっては、損害賠償額に与える影響が非常に大きい場合があるといえるかもしれない。

本事件は、米国の特許法による米国の裁判制度上の一判断であるものの、意匠権と損害賠償についての極めて興味深い事例といえる。

以上

(1) 米国においては、意匠法という独立・単一の法律はなく、特許法 (35 U.S.C. Patent Laws) の中に意匠特許 (Design Patent) に関する規定が置かれ、基本的には、特許に関する規定が適用される形となっている。

(2) トレードドレス2件は、下に示す iPhone の商標登録 No. 3,470,983 ("983 trade dress") と iPhone 3G と 3GS から特定される構成に関する Unregistered Trade Dress であった。



(3) <http://www.cafc.uscourts.gov/sites/default/files/opinions-orders/14-1335.Opinion.5-14-2015.1.PDF>

(4) https://www.supremecourt.gov/opinions/16pdf/15-777_7lho.pdf

(5) 米国特許法 284 条 (35 U.S.C. 284) "Upon finding for the claimant the court shall award the claimant damages adequate to compensate for the infringement, but

in no event less than a reasonable royalty for the use made of the invention by the infringer, together with interest and costs as fixed by the court.”（参考部分訳：原告に有利な評決が下されたときは、裁判所は、原告に対し、侵害を補償するのに十分な損害賠償を裁定するものとするが、当該賠償は如何なる場合も侵害者が行った発明の使用に対する合理的ロイヤルティに裁判所が定めた利息及び費用を加えたもの以上でなければならない。）

- (6) 米国特許法289条 (35 U.S.C. § 289) “Whoever during the term of a patent for a design, without license of the owner, (1) applies the patented design, or any colorable imitation thereof, to any article of manufacture for the purpose of sale, or (2) sells or exposes for sale any article of manufacture to which such design or colorable imitation has been applied shall be liable to the owner to the extent of his total profit, but not less than \$250, recoverable in any United States district court having jurisdiction of the parties.”（参考訳：意匠特許の存続期間中に意匠特許権者の許可無く、(1)特許意匠又はそれに類似する意匠を販売の目的で任意の製造物に適用する者、又は(2)当該特許意匠又はそれに類似する意匠が適用されている製造物を販売又は販売のために展示する者は、当事者の管轄権を有する連邦地方裁判所において、その者の総利益を限度として250ドル以上の額を意匠特許権者に賠償する責任を負う。）

弁護士
佐藤 力哉
(1977年生)

Rikiya Sato
直通 / 03-6438-5488
MAIL / rsato@tmi.gr.jp

【主な取扱分野】

IT・通信 / 商標 / 意匠 / ブランド / その他国際法務 / 商事関連訴訟 / 国際訴訟・仲裁・調停・ADR / 著作権 / 景品表示法 / 一般企業法務 / メディア / エンタテインメント / スポーツ

【登録、所属】

第二東京弁護士会(2005)

弁理士
林 美和
(1971年生)

Miwa Hayashi
直通 / 03-6438-5662
MAIL / mhayashi@tmi.gr.jp

【主な取扱分野】

意匠 / 商標 / 知財訴訟・審判 / 不正競争 / ブランド

【登録、所属】

日本弁理士会(JPAA)(2004) / AIPPI「ASEAN諸国の意匠登録制度及びその運用実態に関する調査研究」アドバイザー(2012) / 一般財団法人 知的財産研究所「国際協定への加盟に向けた意匠制度の在り方に関する調査研究」委員(2012) / 日本弁理士会意匠委員会委員長(2013) / 日本弁理士会意匠委員会委員(2008～現在)、同会副委員長(2009～2012) / 日本商標協会デザイン委員会委員(2009～現在) / 産業構造審議会知的財産分科会意匠制度小委員会 委員(2013～現在) / 産業構造審議会知的財産分科会意匠制度小委員会意匠審査基準ワーキンググループ 委員(2014～現在)



弁理士
茜ヶ久保 公二
(1977年生)

Koji Akanegakubo
直通 / 03-6438-5329
MAIL / kakanegakubo@tmi.gr.jp

【主な取扱分野】

特許 / 意匠 / 知財訴訟・審判

【登録、所属】

日本弁理士会(JPAA)(2002)



マレーシア新会社法下の再建型倒産 手続の概要

— 三澤 充

第1 はじめに

マレーシアでは、2017年1月31日に改正会社法(The Companies Act 2016、以下「新会社法」という。)が一部を除き施行された。一部除外された規定として、財務上問題のある企業が再建するための手続に関する項目(Corporate Rescue Mechanism)があるが、これも2018年3月1日、同項目に関する規則(Companies (Corporate Rescue Mechanism) Rules 2018)が制定され、施行されることとなった。同規則では、裁判所に提出する文書の雛形などが別紙として準備され、新会社法のみでは必ずしも明らかではなかった手続について明確にされた。

以下では、新会社法上新たに設けられ、近時施行された再建型倒産手続の概要について説明する。

第2 日本の倒産法令の枠組みとの違い

日本では、清算型倒産手続については、個人・企業ともに破産法においてその手続が規律されており、再建型倒産手続については、会社更生法において企業の手続が規定されており、民事再生法において個人・企業の手続が同一の法律において規律されている。

一方、マレーシアにおいては、企業の倒産手続については新会社法において、個人の倒産手続については破産法(The Bankruptcy Act 1967 及び The Bankruptcy (Amendment) Act 2017)において規律されており、企業と個人の倒産手続については法令上も明確に区別されている点、日本の倒産法令の枠組みと異なる。

第3 新会社法における企業再建手続・整理手続の概要

新会社法では、394条以下に「Corporate Rescue Mechanism」に関する規定を設け、その中で「Corporate Voluntary Arrangement」(以下「CVA」という。)及び「Judicial Management」(以下「JM」という。)の項を設

けている。以下分けて説明する。

1 CVA

A) CVA の概要

CVA は、当該手続に必要な書類の提出及び手続の報告先が裁判所であるという点で裁判所の関与があるものの⁽⁵⁾、後述する JM と比しても裁判所の関与の程度は弱く、また、その手続を申し立てることができる会社のなかに公開会社や所有不動産・事業に担保を設定している会社が含まれないことから、手続自体が中小規模の会社を対象とし、手続が複雑化しないことを想定していると考えことができ、申立会社及び CVA 手続監督者に手続進行に関する責任と一定の裁量が認められる手続といえる。

B) CVA の申立てができない会社

以下の会社は CVA を申し立てることができない⁽⁶⁾。

- 公開会社
- ライセンス業務を行う会社、又は、マレーシア中央銀行により実施される法律の下で規制され、指定された支払システムを実施する会社
- 資本市場およびサービス法（Capital Markets and Services Act 2007）の規制に服する会社
- 所有不動産又は事業に担保（Charge）を設定している会社

C) CVA の手続の概要

CVA の手続は、概ね以下のとおり進められる⁽⁷⁾。

- ① 申立会社の取締役が、申立会社及びその債権者に対して CVA による整理手続を行うことを提案する⁽⁸⁾。
- ② 申立会社の取締役が、CVA 手続を監督する監督者（Nominee）を指名し、監督者は申立会社（の取締役）から所定の文書の提出を受け、申立会社（の取締役）に対し、手続を開始するか否かについての所見を述べる文書を提出する。
- ③ 申立会社が裁判所に対して手続開始に必要な文書を提出する。この提出により、自動的に、申立会社は支払猶予を受ける。
- ④ 監督者が債権者集会及び株主総会を招集する。
- ⑤ 債権者集会において、申立会社に対する全債権額の 75% を有する債権者による再建案・整理案に対する同意を得る。
株主総会において、株主の単純過半数による再建案・整理案に対する同意を得る。
- ⑥ 監督者が、裁判所に対して、債権者集会及び株主総会の結果を報告し、再建・整理手続を実施する。

D) CVA の終了

CVA は、整理手続の完了によって終了するが、手続に関与した当事者全員に対して CVA 手続が十分に実施されない場合には手続途中であっても終了する⁽⁹⁾。

2 JM

A) JM の概要

上記のとおり、CVA は申立会社及び監督者が主導し、裁判所は手続に積極的に関与しない手続であるといえるが、JM は裁判所が主導し、裁判所が指名した管財人（Judicial Manager）が実際の手続を進める点が大きく異なる。

B) JM の申立てができない会社

JM の申立てができない会社は以下のとおりである。

- ライセンス業務を行う会社、又は、マレーシア中央銀行により実施される法律の下で規制され、指定された支払システムを実施する会社
- 資本市場およびサービス法（Capital Markets and Services Act 2007）の規制に服する会社

CVA の申立てができないとされていた公開会社及び所有不動産又は事業に担保（Charge）を設定している会社は、JM の申立てができない会社から除外されている。

JM は裁判所の関与の下、JM の手続申立てができる会社を広く認めた手続であるといえる。

C) JM の手続開始要件

JM は再建型の倒産手続の 1 つであり、CVA と比べて公的機関としての裁判所の関与が強い手続であることから、以下の手続開始要件が定められている⁽¹⁰⁾。

- i. 申立会社が新会社法 466 条規定の支払不能の状態にあること、又は支払不能の状態に陥ると見込まれること
- ii. 申立会社において企業再建の合理的可能性があること、申立会社の継続を前提として、申立会社の事業の一部・全部が維持される合理的可能性があること、又は、清算価値保障原則が満たされる合理的可能性があること

D) JM の手続の概要

JM の手続は、概ね以下の手続で進められる⁽¹¹⁾。

- ① 申立会社、申立会社の取締役会、又は債権者の、裁判所に対する管財命令（Judicial Management Order）の申立てを行う。
- ② 裁判所が、管財命令を下すか否かの聴聞手続を行う。
- ③ 裁判所が、以下の要件を満たすと判断した場合、

管財命令を下す。管財命令が下されることで申立会社は支払猶予を受ける。

(a) 裁判所が、申立会社が支払不能の状態にあること、又は支払不能の状態に陥ると見込まれることについて確信すること

(b) 裁判所が、管財命令を下すことで以下のいずれかの目的を達成できる見込みがあると考えること

i. 申立会社が存続すること、申立会社の事業の全部又は一部が存続すること

ii. 新会社法 366 条所定のスキームオブアレンジメントの手續において、当事者から承認が得られること

iii. 清算価値保障原則が満たされること

④管財命令申立後、同命令が下された日から起算して 6 ヶ月目の日までの間は、申立会社は清算に関する株主総会決議を行えず、申立会社に対する担保実行が停止し、また、申立会社を当事者とする訴訟手續の開始が認められず、進行中の訴訟手續は停止する。

⑤申立会社が、倒産手續実務家であって、申立会社の監査役 (Auditor) でない者を管財人候補者に指名する。

⑥裁判所は、申立会社債権者に対して、上記候補者が管財人に相応か、申立会社債権者の反対意見を聴取し、申立会社が指名する候補が管財人に相応しいと判断する場合には当該候補を管財人とし、申立会社債権者が擁立する管財人候補がいる場合で当該管財人候補が管財人に相応しいと判断する場合には当該候補を管財人とする。⁽¹²⁾

⑦申立会社が発行する請求書、注文書等、申立会社の名称が登場する文書・場所等には、申立会社の事業及び資産は管財人の管理下にあることを示す。

⑧管財人は、管財命令発出から 60 日以内、又は裁判所が許可するより長期の日数以内に、申立会社債権者に対して再建案・整理案を提出する。

⑨管財人は債権者集会を開催し、申立会社に対する全債権額の 75% を有する債権者が再建案・整理案に対して同意するか諮る。再建案・整理案に対して必要な修正があれば修正を行う。

⑩同意された再建案・整理案の実行に際して管財人に説明を求め、必要な情報を提供する債権者委員会が設立される。

⑪管財人により再建案・整理案が実行される。

E) 担保権者に対する取扱い

上記手續概要で記載したとおり、裁判所による管財命令が下されることで、申立会社は支払猶予を受け、担保権者は、申立会社に対する担保実行の手續を進めることができなくなる。

申立会社側の事業運営上、担保目的物の処分が必要となる場合もあると考えられることから、管財人は、裁判所の許可を受けた上で、担保目的物の処分をすることが認められるが、この場合、担保権者は処分前と同一の優先順位で担保目的物を捕捉することが認められる。⁽¹³⁾

F) 管財命令の解除

管財人は、JM の目的が達成できたこと、又は、達成できないことが明らかになった段階で、裁判所に対して、管財命令の解除を申し立てる。⁽¹⁴⁾

第4 さいごに

新会社法において新たに設けられた再建型倒産手續については、本稿執筆時点では、その施行から半年あまり経過したに過ぎず、今後実務上の論点が提起されてくることが見込まれる。今後同手續が広範に利用されることで、実務上の論点整理やノウハウの蓄積がなされていくことが期待される。

以上

(1) https://www.ssm.com.my/sites/default/files/companies_act_2016/aktabi_20160915_companiesact2016act777_0.pdf

(2) 旧会社法 (The Companies Act 1965) においても、スキームオブアレンジメントについて 176 条以下に規定されており、新会社法においても 365 条以下に規定されている。スキームオブアレンジメントは、企業再建の場面でも利用される手續ではあるものの、企業再建に関する手續を直接規定したものではないことから、企業再建・整理を目的とする手續として Corporate Rescue Mechanism が新会社法において新たに整備された。

(3) http://www.ssm.com.my/sites/default/files/companies_act_2016/pua_20180302_p.u.a64.pdf

(4) http://www.federalgazette.agc.gov.my/outputaktap/20170518_A1534_BL-Act%20A1534.pdf

(5) 新会社法 398 条

(6) 新会社法 395 条

(7) 新会社法 396 条乃至 401 条

(8) なお、この提案は、JM 手続下の管財人 (Judicial Manager) 及び清算手續中の清算人も行うことができるが (新会社法 396 条 3 項)、本稿では詳細は割愛する。

(9) 新会社法 402 条

(10) 新会社法 404 条

(11) 新会社法 404 条乃至 423 条

(12) 管財人の権限については、新会社法別紙 9 に詳細に規定されている。

(13) 新会社法 415 条 6 項

(14) 新会社法 424 条

三澤 充

(1975年生)

Mitsuru Misawa

直通 / +60-3-2055-3910

MAIL / mmisawa@tmi.gr.jp



【主な取扱分野】

一般企業法務 / M&A / コーポレートガバナンス / リスクマネジメント / 民事再生・会社更生 / 破産・特別清算 / 私的整理・事業再生 ADR / DIPファイナンス / 商事関連訴訟 / 刑事訴訟 / タックス・プランニング / アジア / その他国際法務 / ブランド / エマージング・カンパニー

【登録、所属】

東京弁護士会 (2005～2010, 2013～2018)
/ シンガポール外国法弁護士 (2016～2018)

TMI月例セミナー紹介

TMIでは、皆様への情報提供の場として、毎月無料にてセミナーを開催しております。2018年7月から2018年10月までに開催しましたセミナーの概要は以下のとおりです。今後のセミナーのご案内等につきましては、セミナー開催日の1か月前を目処にTMIのWebサイト(<http://www.tmi.gr.jp/>)に掲載いたしますので、こちらをご参照いただき奮ってご参加いただければ幸いです。

過去に開催されたセミナーについてご興味のある方は、下記までお問い合わせください。

[email]monthlyseminar@tmi.gr.jp

1 第120回セミナー (2018年7月19日、20日開催)

テーマ: 「役員が知っておくべき取締役に関する法務と実務動向」

講師: 弁護士 工藤竜之進

2 第121回セミナー (2018年8月30日、31日開催)

テーマ: 「民法改正に伴って修正すべき契約条項の全て ～最新の流れを踏まえたアップデート版～」

講師: 弁護士 滝 琢磨

3 第122回セミナー (2018年9月11日開催)

テーマ: 「企業犯罪と日本版司法取引」

講師: 弁護士 葉玉匡美

4 第123回セミナー (2018年10月25日、26日開催)

テーマ: 「デジタルコンテンツの著作権の保護と利用の最前線 一法改正の最新動向と近時の注目裁判例を踏まえて」

講師: 弁護士 稲垣勝之

書籍紹介



業種別 法務デュー・ディリジェンス実務ハンドブック

【編著者】 宮下央、田中健太郎、木宮瑞雄

【発行日】 平成30年9月21日

【出版社】 中央経済社

【価格】 4,536円(税込)

【判/頁】 A5判/404頁

M&Aにおける法務デュー・ディリジェンスで調査すべき点は、そのM&A取引の目的・手法、対象会社の規模や業種によって千差万別です。本書は、業種という特殊性にフォーカスし、法務デュー・ディリジェンスにおいて重視すべきポイントを実務的観点から詳しく解説したものです。製造業、小売業、物流業などをはじめとする全12業種をピックアップし、各業種の調査項目をチェックリスト形式にまとめています。



業務委託契約書作成のポイント

【編著者】 淵邊善彦、近藤圭介

【発行日】 平成30年9月21日

【出版社】 中央経済社

【価格】 2,916円(税込)

【判/頁】 A5判/244頁

業務委託契約は、近年最もよく使われる契約形態の一つであり、今後、AIやIoTによる技術革新が進む中で、業務の効率化やコストの削減のためにアウトソースを利用する機会はますます増えることが予想されます。本書は、その業務委託契約の基本となる製造委託に関する契約書と役務提供委託に関する契約書について、多数の条項例を挙げて詳細に解説しております。

本ニューズレターで採り上げてほしいテーマなど、是非、皆様の忌憚ないご意見・ご要望を下記までお寄せください。また、今後Eメールでの配信をご希望の方や送付先が変更となる方も、下記までご連絡ください。

(連絡先)編集部: TMI-newsletter@tmi.gr.jp 編集長: tshibano@tmi.gr.jp 03-6438-5562(直通) / TMIニューズレター編集部 編集長 弁護士 柴野相雄